

公立大学法人宮城大学 業務実績報告書
(令和6年度)
【事業年度評価】

令和7年6月
公立大学法人宮城大学

法人の概要

1. 名称

公立大学法人宮城大学

2. 所在地

宮城県黒川郡大和町学苑1番地1

3. 設立年月日

平成21年4月1日

4. 設立団体

宮城県

5. 中期目標の期間（第3期）

令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 目的及び業務

【目的】

当法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき宮城大学を設置し、及び管理することにより、卓越した教育研究の拠点として、学術文化を振興し、その成果を広く社会に還元するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

【業務】

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

7. 資本金の額

155億1,589万5,651円（令和7年3月31日現在）

8. 役員等の状況（令和7年3月31日現在）

(1) 役員の役職、氏名

理事長	佐 野 好 昭
副理事長	佐々木 啓 一
理事（教育担当）	西 川 正 純
理事（研究、学術情報、産学地域連携、国際交流担当）	風 見 正 三
理事（総務・人事労務、企画・広報担当）	佐々木 靖 彦
理事（財務・施設担当）	工 藤 和 浩
監事	西 村 晃 一
監事	柴 田 純 一

(2) 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人に対する、当事業年度の監査証明業務に基づく報酬の額は9百万円（税込）である。

9. 学生数（令和7年5月1日現在）

【学群】

看護学群	403 人		
事業構想学群	876 人		
食産業学群	547 人	小計	1,826 人

【大学院】

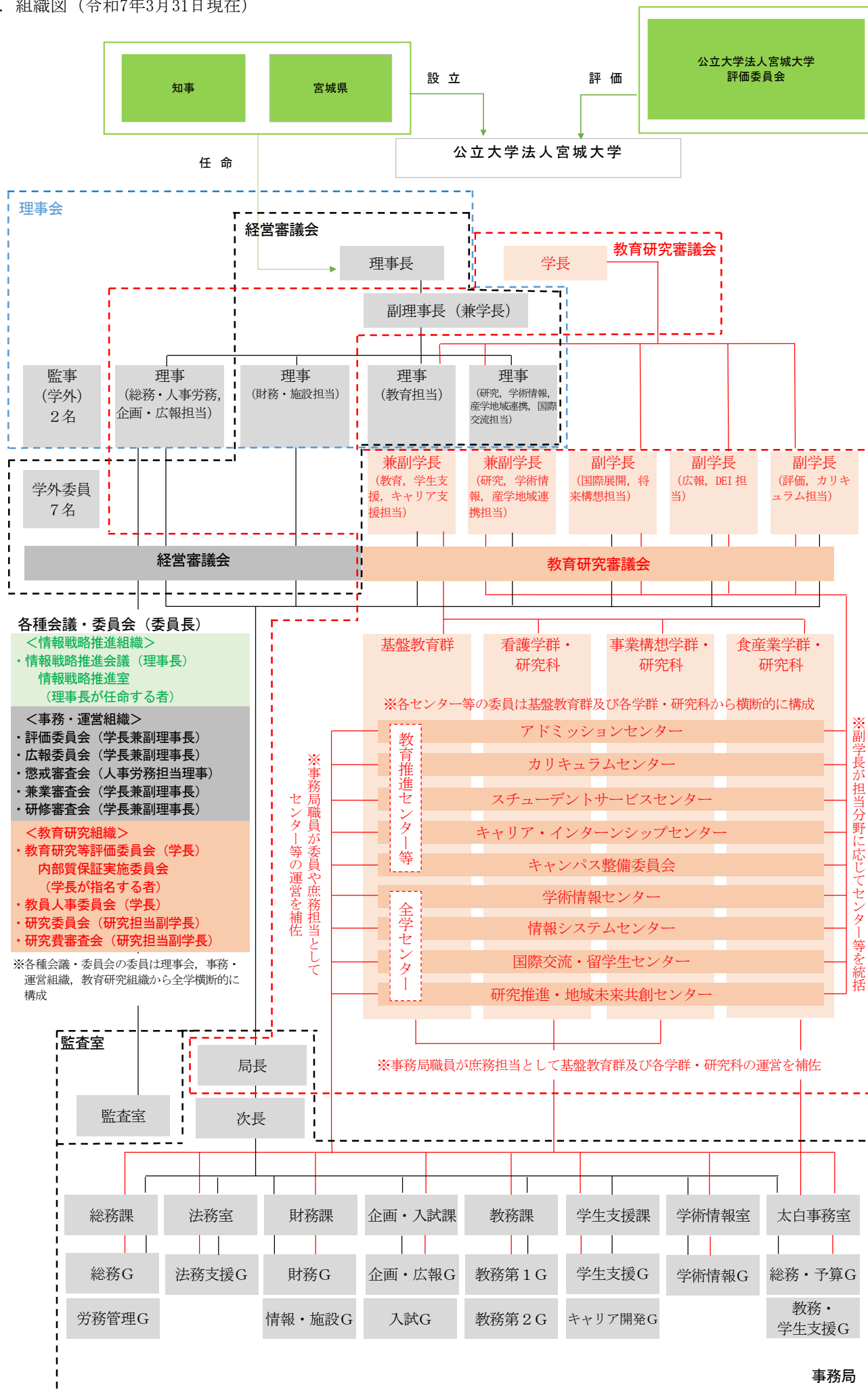
看護学研究科	22 人		
事業構想学研究科	42 人		
食産業学研究科	25 人	小計	89 人

合計 1,915 人

10. 教職員数（令和7年5月1日現在）

学長	1 人		
副学長	3 人		
教授	58 人	（副学長兼務者3人含まず）	
准教授	35 人		
講師	13 人		
助教	20 人		
助手	4 人		
専任職員	70 人		
業務限定職員	3 人		
有期雇用職員	48 人	合計	255 人

11. 組織図（令和7年3月31日現在）



第1 教育研究の質の向上	【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。
1 教育に関する目標	

全体的な状況

学群入試については、高校等教員向け説明会は、宮城県校長協会等の説明会に加え、22校を訪問し、進路指導担当者との意見交換を進めた。生徒及び保護者向けの説明会では、9会場でのイベント出展、高校等20校での対面・オンライン説明会を実施するとともに、資料参加を含め志願度の高い来場者が見込まれる看護及び食農系会場への出展を強化した。

また、メールマガジンについては、既存ツールに加えて今年度より新たなツールを採用し、登録者数を前年より178件増加させ、合わせて42回の配信を実施した。

研究科入試においても、定員充足率向上のため、出願資格の見直しや、対面での入試相談会の開催（看護）、本学ウェブサイトや独自媒体（パンフレット等）を通じた広報活動の実施や学群学生への大学院説明会の開催やキャリア教育（事業）、日頃の研究・教育の学術的成果の積極的なアピールや進学説明会、ウェブサイトの充実などを通じた広報活動の実施（食産業）により、大学院定員の充足率は80.8%に上昇した。

学群教育に関しては、体系的に実施される教育課程について履修ガイドやウェブサイト等により学生の理解を促進するとともに、学外への周知を図った。この他、遠隔看護についてより専門的な知識・技術を獲得するための教育プログラム検討を行い、令和7年度から「遠隔看護論」「遠隔看護演習」を新設科目として設定（看護）、イノベーションデザイン特別演習科目の教育プログラムを検討・実施することで、デザイン思考を通してイノベーションを実践し得る開かれた学びの場の提供（事業）、基盤科目及び専門基礎科目で蓄積した学修内容が専門科目で連続性をもって展開できるように各専門分野の科目を実施（食産業）といった実学教育の更なる充実・拡大に取り組んだ。

研究科教育については、全研究科でディプロマ・ポリシー（DP）やカリキュラム・ポリシー（CP）の点検を行い、全学共通のDP、CPを策定及び各研究科のDP、CPも全学共通DP、CPと一貫性のあるものに改編した。

そのほか、学生への支援として、障がいや心身の健康に不安のある学生からの合理的配慮の申請に基づき、当該学生や関係者との建設的対話に基づき、適切な配慮の作成・提供を行った。また、それ以外の支援が必要と思われる学生について、各学群の学生WG等の場を利用して情報を共有し、必要な対応を実施した。

教育研究の質の向上（教育に関する目標）に関する特記事項

1 前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組

<大学院課程【評定】C>

- 看護学研究科では、入学試験（博士後期課程）の出願資格に必要とされていた“看護実務経験5年以上”という記載をなくしたり、マル合資格を持つ教員数を増やし指導可能な専門領域を広げたりすることにより、志願者の門戸を拡大した。また、募集要項やウェブサイトの動画による情報提供、大学と関連する施設へのフライヤーの配布に加え、オープンキャンパスや大学院公開講座の日程に合わせて複数回、対面で入試相談会を開催することにより、本研究科の入試制度、入学後のプログラム内容及びその提供体制、大学院修了後の進路に至るまで、積極的に学内外への広報・周知を行った。
- 事業構想学研究科では、本学ウェブサイトや独自媒体（パンフレット等）を通じて、前期課程における試験制度や後期課程の領域変更等に関する広報活動を行った。加えて、ファカルティ・ディベロップメント等の機会を通じて、修了後の進路指導を含め魅力ある大学院プログラムの在り方についての検討を行った。また学群学生への大学院説明会の開催やキャリア教育等を通じて、学生の進学意欲醸成と進学者確保に努めた。さらに、学外及び社会人進学者獲得のための具体的な方策として、リカレントプログラムとの連携を図るための科目設置を行う等、教育プログラム及び提供体制の強化に向けた見直しを行った。
- 食産業学研究科では、前期課程、後期課程ともに、教員・所属大学院生は日頃の研究・教育について精力的に取り組む続け、大学院広報の意味も含めてそれらの学術的成果を積極的に内外にアピールしてきた。前期課程では、進学説明会の実施やウェブサイトの充実などを通じた広報活動を行った。また、在学生の意思を尊重しながらも大学院で学ぶことが当該学生に相応しい場合には、積極的に内部進学を勧めるなど、個別の対応も進めてきた。後期課程では、前期課程在籍中の大学院生に対する内部進学を奨励し、促進した。また、社会人進学者等発掘を目的に、学外からの進学希望者への積極的な情報提供を行った。

2 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

〔(1)入学者受入方針・入学者選抜〕

- 入試広報に関するアンケート調査（令和6年度入学者向け）調査結果（n=160、回収率36%）及び出願者属性調査結果等に基づく入試広報計画により活動を展開した。
- オープンキャンパスは、対面とオンラインのハイブリッド形式で開催し、対面では両キャンパス合計3,059名が来場、入試説明会には127組が参加した。
- 高校等教員向け説明会は、宮城県校長協会等の説明会に加え、22校を訪問し、進路指導担当者との意見交換を進めた。
- 生徒及び保護者向け説明会では、9会場でのイベント出展、高校等20校での対面・オンライン説明会を実施するとともに、資料参加を含め志願度の高い来場者が見込まれる看護及び食農系会場への出展を強化した。
- メールマガジンについては、既存ツールに加えて今年度より新たなツールを採用し、登録者数を前年より178件増加させ、合わせて42回の配信を実施した。
- 結果、令和7年度入学者の第一志望率は69.5%に到達（入学者アンケート調査結果、n=440、回収率99.5%）し、目標値を上回る成果を達成した。全選抜区分の総出願者数は1,761人となった。

〔(3)教育の実施体制等〕

- 「望ましい教員像及び教員組織の編成方針」を策定し、ウェブサイト等により学生及び学外への周知を図った。
- 令和6年度はマクロレベル1件、ミドルレベル10件、ミクロレベル10件のFD・SDを実施した。対面での開催のほか、オンデマンド配信を併用した開催形式により、全教職員の主体的な参加を促し、マクロレベルFD・SDは97.9%の出席率であった。

3 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

〔(1)入学者受入方針・入学者選抜〕

- ・内部質保証システム実施要綱に基づき、アドミッション・サイクル各段階のデータ分析を実施し、令和9年度入学者選抜の変更を反映したアドミッション・ポリシーの改正を行うとともに、選抜方法の改善に向けた継続的な検討を進めている。

〔(2)教育の内容等〕

- ・各ポリシーに則ったカリキュラムを進めるため、シラバス記載要領の点検・改善を行うとともに、シラバスに則った授業展開と読替・開講保証科目の周知により、円滑に移行を進めた。
- ・令和7年度学年暦から、全学的に統一した授業日の編成を行い、効果的な教育の実現を図った。また、時間割の効果的な編成に向け、100分授業の効果や学年暦との整合性等、次年度に検討するための情報収集を行った。

〔(3)教育の実施体制等〕

- ・「本学が求める教員像」について、改めて明確化し、理事会の意見を聴いた上でウェブサイトで公表するとともに、学系の所掌事項の整理を行った。

〔(4)学生への支援〕

- ・学生団体の知名度向上や連帯感の強化、資金調達を目的に「Giving Campaign 2024」を開催し、423名からの支援票のほか、企業協賛金・個人寄附金合わせて212千円を獲得した。
- ・宮城県内の企業等を訪問し、採用活動に係る情報収集を行うとともに、学内における取組への協力依頼を行った結果、県内企業等を中心とした学内説明会を開催することができた。

4 過年度との数値による実績対比が可能な事項

〔(1)入学者受入方針・入学者選抜〕

- ・〔指標〕本学を第一志望とする入学者数の割合（66%以上／年） 附属資料7ページ参照
- ・〔指標〕大学院定員の充足（100% 令和8年度） 附属資料9ページ参照

〔(2)教育の内容等〕

- ・〔指標〕期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数（210人 令和8年度） 附属資料12ページ
- ・〔指標〕地域連携型実践教育科目履修者の自己評価（80点以上 令和6年度） 附属資料12ページ

〔(4)学生への支援〕

- ・〔指標〕卒業生就職率（100%／年） 附属資料20ページ参照
- ・〔指標〕看護師国家試験新卒合格率（100%／年） 附属資料23ページ参照
- ・〔指標〕保健師国家試験新卒合格率（100%／年） 附属資料23ページ参照

5 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

〔(1)入学者受入方針・入学者選抜〕

- ・大学院志願者数の増加、定員充足を目指し、研究科ごとに志願者の門戸拡大や、学群生を対象とした大学院説明会・キャリア教育の実施や、社会人進学者等の発掘を目的とした積極的な情報提供周知・広報活動等を行ったものの、入学者定員の充足率は80.8%に留まった。

6 その他、法人が積極的に実施した取組

〔(1)入学者受入方針・入学者選抜〕

- ・出願動向や試験科目間の得点状況を測定・分析し、その結果を令和6年度の試験問題作成に反映した。また、受験者の多様な能力、意欲及び適性を総合的に評価し、時代の変化に対応できる人材の選抜を目指すとともに、受験者に幅広い選択肢を提供するため、令和9年度入学者選抜に向け、個別学力検査の出題科目や大学入学共通テストの利用教科・科目の変更を公表した。

〔(2)教育の内容等〕

- ・学修成果及び各種アセスメント指標を基に、カリキュラム評価を実施するとともに、学修成果の可視化を行った。また、可視化された結果を踏まえたアセスメントの実施及び公表を行った。
- ・リカレント教育の充実に向け、情報通信ネットワークの利用による遠隔授業、遠隔研究指導の積極的な活用を図った。社会人履修学生の状況に合わせて対面方式と遠隔方式を組み合わせ、授業や合同ゼミ、発表会を効果的に実施した。

〔(3)教育の実施体制等〕

- ・各学群・研究科で策定した編成方針等を踏まえ、専任教員の配置を行った上で、科目担当の充足が困難で、教育の質保証の観点から必要と認められる場合には、特任教員や非常勤講師を配置するなど、科目担当教員の配置に関する指針を定め、適正な配置を行った。

〔(4)学生への支援〕

- ・障害のある学生に対する修学支援やキャリア支援のあり方を検討するため、SSCとCICの共催で、先進的な取組を行っている富山大学から講師を招聘し、FDを開催した。

【評価委員会による意見記載欄】

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 1

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標

イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1)入学者の受入 イ学士課程

① 本学が求める学生像、入学者に求める能力及びその評価方法等を示したアドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を実施する。【1】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（1～4）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
			A	A	A					
R6 年度	・アドミッション・ポリシーに基づき、公平かつ公正な入学者選抜試験を適切に実施するとともに、公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱に規定されたアドミッション・サイクルに則り、必要に応じてアドミッション・ポリシーを改正し、入試方法の改善等を進める。（①）	・全学入試運営組織であるアドミッションセンターを中心に、学生募集要項や試験実施要領の作成、作題及び査読の実施、試験運営を進めた。その結果、試験に関するミスやインシデントは発生しなかった。 ・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱に基づき、アドミッション・サイクル各段階のデータ分析を実施し、令和9年度入学者選抜の変更を反映したアドミッション・ポリシーの改正を行うとともに、選抜方法の改善に向けた継続的な検討を進めている。	III							

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 2

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標

イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1)入学者の受入 イ学士課程

① 少子化による18歳人口の減少を踏まえ、高校訪問、入試説明会、オープンキャンパス、ウェブサイト、大学案内パンフレット等により、高校生や外国人留学生等に対する積極的な広報活動を展開することで、本学に高い関心を持つ出願者の確保、本学を第一志望とする意欲ある学生の獲得に努める。【2】

〔指標〕 本学を第一志望とする入学者数の割合（66%以上／年）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年 度	・令和5年度に引き続き、新入生アンケート調査や出願者属性調査等により、オープンキャンパス、高校等教員向け説明会・訪問、生徒保護者向け説明会・進学相談会、メールマガジン配信等の継続の要否や内容・方法の適切性を確認した上で、入試広報計画を策定・実施する。①	・前年度に引き続き、入試広報に関するアンケート調査（令和6年度入学者向け）調査結果（n=160、回収率36%）及び出願者属性調査結果等に基づく入試広報計画により活動を展開した。 ・オープンキャンパスは、対面とオンラインのハイブリッド形式で開催し、対面では両キャンパス合計3,059名が来場、入試説明会には127組が参加した。 ・高校等教員向け説明会は、宮城県校長協会等の説明会に加え、22校を訪問し、進路指導担当者との意見交換を進めた。 ・生徒及び保護者向け説明会では、9会場でのイベント出展、高校等20校での対面・オンライン説明会を実施するとともに、資料参加を含め志願度の高い来場者が見込まれる看護及び食農系会場への出展を強化した。 ・メールマガジンについては、既存ツールに加えて今年度より新たなツールを採用し、登録者数を前年より178件増加させ、合わせて42回の配信を実施した。 ・その結果、令和7年度入学者の第一志望率は69.5%に到達（入学者アンケート調査結果、n=440、回収率99.5%）し、目標値を上回る成果を達成した。全選抜区分の総出願者数は1,761人となった。	IV		
	・高大連携活動を通じて高校側と密接に連絡を取り合い、さらには本学の教員が高校生の探究活動をはじめとする日頃の学びにも積極的に関わっていくことで大学進学への動機付けを行う。また、そうした機会を使った入試広報を展開する。①	・高等学校等の依頼に着実に対応するとともに、必要に応じてオンラインも併用しながら、高等学校側のニーズに柔軟に対応した。 ①大学見学（模擬講義なし） R5：16件 378名 R6：9件 249名 ②大学見学（模擬講義あり） R5：7件 200名 R6：17件 462名 ③出前講義 R5：26件 1,561名 R6：27件 1,385名 ④探究型学習の指導支援 R5：57件 7,154名 R6：33件 6,241名 ⑤高校教員向け研修会 R5：4件 115名 R6：5件 118名			
	〔指標〕 本学を第一志望とする入学者数の割合（66%以上／年）	・本学を第一志望とする入学者数の割合69.5%（回答率99.5%）			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 3

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標

イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1)入学者の受入 イ学士課程

①大学入学共通テストの導入、新学習指導要領への対応等、国の入試改革の動向や、入試データや入学後の成績等、入学者に関する多面的なデータ分析を踏まえながら、必要に応じて入学者選抜制度の見直しや改善を図る。【3】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年度	・新学習指導要領に対応した令和7年度入学者選抜に向け、引き続き、入試システムやマニュアル等の更新を進め、令和6年度上半期に試行と切替えを行い、下半期に実装する。①	・令和7年度入学者選抜に向け、入試システム及びマニュアルについて、上半期に試行と切り替えを実施し、下半期に実装を完了した。	III		
	・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱第8条第1号のアドミッション・サイクルに基づき、入学者選抜受入結果の測定分析（出願動向、試験科目間及び試験科目ごとの得点状況等）を行い、入学者選抜制度や試験問題作題に関する改善の要否について継続的に検討を行う。①	・出願動向や試験科目間の得点状況を測定・分析し、その結果を令和6年度の試験問題作成に反映した。また、受験者の多様な能力、意欲及び適性を総合的に評価し、時代の変化に対応できる人材の選抜を目指すとともに、受験者に幅広い選択肢を提供するため、令和9年度入学者選抜に向け、個別学力検査の出題科目や大学入学共通テストの利用教科・科目の変更を公表した。			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 4

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標

イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1) 入学者の受入 イ 学士課程

① 社会のニーズや国における高大接続に関する議論を踏まえ、高校生や地域社会にとって身近な宮城大学にするとともに、②高等学校と大学に携わる教職員が相互に指導力を高め合うことで地域貢献に寄与する人材を育成する。【4】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価 評価	意見
R 6 年 度	・引き続き高大連携推進室を中心とする高大連携事業の全学的な運営体制を継続するとともに、高校から大学への継ぎ目のない接続を実現できるよう、県内を中心とする高大ネットワークの拡充を図る。（①②）	・全学体制の下で高大連携事業を展開するとともに、大学見学・出前講義や探究型学習の指導支援、アカデミック・インターンシップなどの事業を通じて県内高等学校等とのネットワーク構築を推進した。 ・「EDGE-PRIME Initiative」（アントレプレナーシップ教育の高校生等への拡大）の取組について、高大連携推進室では、事業構想学群と連携し、高等学校等への周知を実施するとともに、学校側との窓口機能として、実施に寄与した。（R6：3件）	III		
	・高等学校等との密な対話・意見交換により高大連携事業の充実を図るため、高大連携事業協議会を開催するとともに、相互の課題を議論・解決する研究会（FD）等においても議論を進めていく。（②）	・高校教員との意見交換や相互の連携強化を目的とした高大連携事業協議会を7月と2月にそれぞれ対面で開催した。7月は本学の高大連携事業に係る情報発信や高校教員間のつながりを醸成することを目的としたグループワークを取り入れた意見交換を実施した。2月は探究型学習の高大連携に係る事例発表や高等学校との意見交換会の場として開催した。 ・FDでは、宮城県教育庁高校教育課から講師2名を招聘し、高大連携と大学入試のつながりについて現状を確認するとともに、その先の展開を考える機会とした。 ・教育に関する高大相互の理解を深めるため、探求型学習指導等について、県内高校教員向けに講演等を行った。（R6：5件）			
	・アカデミック・インターンシップについては、前年度の課題である募集案内の早期化や看護学類の受入人数の拡充を検討し、より教育的効果を高めるべく、更なるプログラムの充実を図る。（①）	・アカデミック・インターンシップについては、大学での学びに触れ、深い学びを通じて自己の進路意識を高めることを目的としている。前年度の課題である案内の早期化について、今年度は例年より募集案内を約2週間早め、高等学校側のニーズに対応した運用を実施した。 ・看護学類の受入人数の拡充については、検討の結果、アカデミック・インターンシップの目的を果たすために必要なプログラムの質を担保する観点から、現状維持としたが、定員超過により、受講が叶わなかった高等学校からの申込については、個別に出前講義やオープンキャンパス等のコンテンツを紹介する等し、先方のニーズに合わせた柔軟な対応を行った。また、受講者のアンケート調査では、受講者の95%が「大学での学びについて理解が進んだ」という結果となっており、質の高いプログラムを実施することにより、教育的効果を高めることに寄与した。			
	・高等学校等からの依頼による大学見学や出前講義、探究型学習の指導支援及び高校教員向け研修会を着実に実行・開催していくとともに、必要に応じてオンライン方式も併用しながら、より効果的な教育と指導支援の体制を整えていく。（①②）	・高等学校等の依頼に着実に対応するとともに、必要に応じてオンラインも併用しながら、高等学校側のニーズに柔軟に対応した。 ①大学見学（模擬講義なし） R5：16件 378名 R6：9件 249名 ②大学見学（模擬講義あり） R5：7件 200名 R6：17件 462名 ③出前講義 R5：26件 1,561名 R6：27件 1,385名 ④探究型学習の指導支援 R5：57件 7,154名 R6：33件 6,241名 ⑤高校教員向け研修会 R5：4件 115名 R6：5件 118名			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 5

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標

□ 大学院課程

アドミッション・ポリシーに適合し、高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について、学群卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。また、病院・企業・自治体など社会のニーズを踏まえた適切な入学者選抜方法を整備し、定員充足率の向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1) 入学者の受入 □大学院課程

①博士前期課程及び博士後期課程のそれぞれについて、本学が求める学生像、入学者に求める能力及びその評価方法等を示したアドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を実施する。【5】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績 (5～6)						
				R3	R4	R5	R6	暫 定	R7	
			C	C	C					

R 6 年 度	・アドミッション・ポリシーに基づき、公平かつ公正な入学者選抜試験を適切に実施するとともに、公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱に規定されたアドミッション・サイクルに則り、必要に応じてアドミッション・ポリシーを改正し、入試方法の改善等を進める。 (1)	・研究科及びアドミッションセンターが密接に連携し、学生募集要項や試験実施要領の作成、作題及び査読、試験運営を進めた。その結果、試験に関するミスやインシデントは発生しなかった。 ・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱に基づき、アドミッション・サイクル各段階でデータ分析を実施し、入学者選抜方法の適切性やアドミッション・ポリシー改正の必要性について、継続的な検討を行った。	III							

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標

ロ 大学院課程

アドミッション・ポリシーに適合し、高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について、学群卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。また、病院・企業・自治体など社会のニーズを踏まえた適切な入学者選抜方法を整備し、定員充足率の向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「.」、で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1)入学者の受入 ロ大学院課程

①定員充足率向上のために、各研究科の教育内容を踏まえた入学者選抜制度の見直しを行うとともに、②自治体派遣枠の活用、企業からの派遣受入、リカレント教育の必要性等をアピールする自治体や関係機関への訪問説明、大学院進学の魅力度を可視化したウェブサイトの充実等、大学院独自の広報活動を強化する。【6】

〔指標〕大学院定員の充足（100% 令和8年度）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年 度	・看護学研究科においては、ファカルティ・ディベロップメント等を開催したり、指導体制をより充実させたりすることにより、研究・教育の質の更なる向上に努めていく。その上で、本学ウェブサイトの効果的な活用や入試相談会の実施等により、全体の志願者確保につながるような幅広い情報発信を行っていく。また、日頃の教育・研究活動を通して内部進学者の発掘・育成に努め、学群学生に対する説明会の開催などの情報発信も積極的に行っていく。これらにより、学外及び社会人進学者の獲得とともに、学群卒業生（見込みを含む）の志願者数増加も目指していく。 ①②	・看護学研究科においては、入学試験（博士後期課程）の出願資格に必要とされていた“看護実務経験5年以上”という記載をなくしたり、マル合資格を持つ教員数を増やし指導可能な専門領域を広げたりすることにより、志願者の門戸を拡大した。また、募集要項やウェブサイトの動画による情報提供、大学と関連する施設へのフライヤーの配布に加え、オープンキャンパスや大学院公開講座の日程に合わせて複数回、対面で入試相談会を開催することにより、本研究科の入試制度、入学後のプログラム内容及びその提供体制、大学院修了後の進路に至るまで、積極的に学内外への広報・周知を行った。その結果、本年度は博士前期・後期課程とも、コロナ禍で減少していた志願者数の回復を図ることができた。さらに、昨年度に引き続き、学群学生を対象としたキャリアガイダンスを開催することにより、社会人だけでなく、本学看護学群からの内部進学者を含めた大学院生受入れの推進に努めた。	II		
	・事業構想学研究科においては、既存のプログラム内容の精査を行い、本学ウェブサイトはもとより、独自の媒体等を介しての前期課程における試験制度や後期課程の領域の変更等についての積極的な周知を行うほか、より積極的かつ効果的な広報活動の在り方の検討を行う。また、既存の大学院プログラムの在り方に関して、再度、ファカルティ・ディベロップメント等により、入学者の確保に向けた検討を推し進める一方で、学群学生への説明会の開催等、情報発信を積極的に行い内部進学者の発掘に努めるとともに、学外及び社会人進学者の獲得のための具体的な方策、なかでもリカレントプログラムとの融合の可能性や、時勢に即した魅力あるプログラム内容及びその提供体制の機能強化に向けての具体的な検討を引き続き行う。 ①②	・事業構想学研究科では、本学ウェブサイトや独自媒体（パンフレット等）を通じて、前期課程における試験制度や後期課程の領域変更等に関する広報活動を行った。加えて、ファカルティ・ディベロップメント等の機会を通じて、修了後の進路指導を含め魅力ある大学院プログラムの在り方についての検討を行った。また学群学生への大学院説明会の開催やキャリア教育等を通じて、学生の進学意欲の醸成と進学者の確保に努めた。さらに、学外及び社会人進学者の獲得のための具体的な方策として、リカレントプログラムとの連携を図るための科目設置を行う等、教育プログラム及び提供体制の強化に向けた見直しを行った。こうした活動の結果、博士前期課程の受験者数18名（内入学者数17名）、博士後期課程の受験者数2名（内入学者数2名）という実績が示されたと考えられる。			
	・食産業学研究科においては、前期課程及び後期課程ともに研究・教育の質を更に高め、そのことが十分な進学志願者の確保につながるよう引き続き丁寧に情報発信していく。前期課程においては、学内で進学説明会を開催して内部進学者を発掘するとともに、ウェブサイトを充実させるなど、学外からの進学者確保にもつながる広報活動を展開する。後期課程においては、日頃の研究・教育活動を通して内部進学者の発掘・育成に努めるほか、業界団体や関連学会等の専門家集団のネットワークも利用しながら学外からの進学希望者を発掘する。特に、社会人進学者の獲得に向けて個人及び団体に働きかけるほか、入国制限解除により増加している外国人からの問合せにも丁寧に対応していく。 ①②	・食産業学研究科においては、前期課程及び後期課程ともに、教員及び所属大学院生は日頃の研究・教育について精力的に取り組む続け、大学院広報の意味も含めてそれらの学術的成果を積極的に内外にアピールしてきた。前期課程においては、進学説明会の実施やウェブサイトの充実などを通して広報活動を行った。また、在学生の意思を尊重しながらも大学院で学ぶことが当該学生に相応しい場合には、積極的に内部進学を勧めるなど、個別の対応も進めてきた。後期課程においては、前期課程在籍中の大学院生に対する内部進学を奨励し、促進した。また、社会人進学者等の発掘を目的として、学外からの進学希望者に対して積極的な情報提供を行った。			
	〔指標〕大学院定員の充足（100% 令和8年度）	・大学院定員*の充足 80.8%（*入学定員）			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 7

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標

イ 学士課程

高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと、人間性豊かで、グローバルな視点を備えた、Society 5.0の実現や、地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準を用いて、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IR（Institutional Research）の導入を進める。

基盤教育においては、自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては、基盤教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。また、アクティブ・ラーニング等により、実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、最も効果的な教育方法を工夫する。

大学教育のデジタル化を推進し、遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに、大学間の連携をより一層推進する。また、対面による活動がもたらす教育効果を再確認し、その効果的活用を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2)教育の内容等 イ学士課程

① 本学の理念及び各学群の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明確に定め、その実現のための体系的な教育課程を編成・実施する。② また、学修成果把握のための評価・可視化の方法をアセスメントプランとして定めるとともに、③ 教学IRの導入を進め、それらに基づく組織的な教育成果の点検・評価と改善を着実に進める。【7】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見		評定実績 (7～9)		
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				S	A	A				
R 6 年 度	・全学及び学群のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーや関係する理念等について点検を行う。また、体系的に実施される教育課程について履修ガイドやウェブサイト等により学生の理解を促進するとともに、学外への周知を図る。 (㊦)	・カリキュラムセンターFD「カリキュラムの構造化と学修成果の可視化」を実施し、関係するポリシーを含め連動するカリキュラムの点検を行った。また、体系的に実施される教育課程について履修ガイドやウェブサイト等により学生の理解を促進するとともに、学外への周知を図った。	Ⅲ							
	・各ポリシーに則ったカリキュラムを進めるとともに、旧カリキュラムからの着実な移行を進める。 (㊦)	・各ポリシーに則ったカリキュラムを進めるため、シラバス記載要領の点検・改善を行うとともに、シラバスに則った授業展開と読替・開講保証科目の周知により、円滑に移行を進めた。								
	・学生自らの学修意欲や進路に応じて履修を進めることができるよう、教育課程のカリキュラムマップや主要科目、科目ナンバリング、シラバス、履修モデルについて、履修ガイドに掲載し、入学時のガイダンス等により学生へ説明周知を図る。 (㊦)	・新入生への入学時ガイダンス及び在学生への新年度オリエンテーションでは、課程並びに各プログラムの説明、カリキュラムマップや履修モデル等について履修ガイドを用いた説明で周知を図った。								
	・「宮城大学教学アセスメントプラン」に則り学修成果と各種アセスメント指標を基にカリキュラム評価のためのモニタリング及び学修成果の可視化を行う。また、一部アセスメント結果の公表を行う。 (㊦㊧)	・学修成果及び各種アセスメント指標を基に、カリキュラム評価を実施するとともに、学修成果の可視化を行った。また、可視化された結果を踏まえたアセスメントの実施及び公表を行った。								
	・看護学群においては、新たな時代に対応できる看護イノベーションを実現する看護職として、地域課題解決ができる判断力やマネジメント力、遠隔看護スキルや看護情報リテラシーの獲得・強化のために、主要科目の内容を拡充するとともに、新たな教育プログラムを整備する。実践的思考と技術力を高めるために、DX教材やスキルスラボ等を活用したシミュレーション教育を更に強化する。また、令和4年度新カリキュラム3年目を迎え、看護学教育課程の要である新設・改編した領域実習を円滑に運営する。 (㊦)	・看護学群においては、地域の健康課題を見出し、地域課題解決のためのマネジメント力並びにデジタル技術を活用した遠隔看護実践力の獲得を目指す教育プログラムの検討を行った。令和7年度からの新設科目として、「遠隔看護論」「遠隔看護演習」の開講を整備した。また、演習時のスキルスラボの利用機会は増加し、シミュレーターの整備も進み、実践に近い状況での実践力と技術力向上のための環境を整備した。また、DX教材の授業等での活用も継続されており、シミュレーション教育は強化されてきている。令和6年度、新設された看護マネジメント実習及び改編された在宅看護学実習はいずれもプログラムに沿って運営した。								

・事業構想学群においては、適切な学類選択を促すための1年次向け専門基礎科目等の提供をより充実したものとするに加え、2年次以降の専門基幹科目、専門関連科目等とのより一層の連携を深める。また、イノベーションデザインのスキル習得の機会を提供するために、その入り口から、リカレント教育や高大連携などの正課外科目等の成果を取り込みつつ、より広範囲かつ高度なカリキュラム体系の構想とその具体的教育活動への展開を視野に、スキル習得の機会を拡張・展開するための他機関等と連携したプログラム体系の設計に関するより具体的な検討を進める。(①)	・事業構想学群においては、1年次専門基礎科目及び2年次以降の専門基幹科目、専門関連科目等との連携を深めるため、各学類の特色や科目体系に関する情報提供を目的に必修科目として1年次専門基礎科目を実施した。また、2年次以降の専門基幹科目、専門関連科目等との連携を念頭に、事業構想特別講義を提供し連携を深めた。また、イノベーションデザインのスキル習得の機会を提供するための入口として、リカレント教育や高大連携などの正課外科目等の成果を取り込み、より広範囲かつ高度なカリキュラム体系の構想、その具体的教育活動への展開を視野に、スキル習得の機会を拡張・展開するためのプログラム体系を設計した。
・食産業学群においては、引き続き新カリキュラム下において学生が学類選択や研究室選択などで自ら適切な学びを選択できるよう1年次の「食材生産概論」、「フードマネジメント概論」や2年次の「食産業学基礎演習」などを適切に実施していくとともに、これらを踏まえた3年次の研究室選択や専門科目を適切に実施することで高度な専門性が学修できるよう努める。また、引き続き新カリキュラムの効果を実現するため、求められる分野の教育・研究指導ができる教員を新たに採用して教育課程の充実を図る。(①)	・食産業学群においては、1年次には生物生産学類の教員が「食材生産概論」を、フードマネジメント学類の教員が「フードマネジメント概論」を授業し、各学類の教育を伝えることで学生が適切な学類選択を行うことを促した。また、学類が決定した2年次には各学類の教員がゼミ形式で行う「食産業学基礎演習」などの科目を開講し、それぞれの専門分野や研究内容を紹介することで学修意欲の向上を図った。さらに3年次には幅広い分野の専門科目を提供し、研究室選択を適切に実施して卒業研究に取り組む上での基礎を培った。また、新カリキュラムの効果を実現するため、食産業学群としての教育・研究指導ができる専任教員を新たに採用して教育課程の充実を図った。
・基盤教育群においては、本学の特性に配慮した基盤教育の在り方を念頭に置きつつ、導入、教養、学群共通科目の編成・実施に関する全学的な共通認識（基盤教育共通ビジョン）の確立に向けて、引き続き基盤教育群での検討内容を共有し全学的な議論を進める。同時に、前項の目的を達成するために、教員の研鑽を奨励する施策を推進する。(①)	・基盤教育共通ビジョンの策定に向けて、基盤教育群内のワーキングで論点の洗い出しを行い、「フレッシュマンコア科目の現状と課題」「受講者数に対する時間割の影響」「リメディアル科目の充実と教員評価」「新たな科目開発」「現行科目の改廃」を中心に議論を進め、受講者に対する時間割調整、科目の改廃を実施した。また、導入・教養・学群共通科目に関する全学的な共通認識を形成するための前提作業として、導入科目、及び選択科目の分野別現状検証を内容とする「基盤科目検証会」を実施し、科目担当者間での問題認識の共有を図った。
・卒業時の学修成果測定結果を可視化し、現行教育課程におけるディプロマ・ポリシーに対する教育効果の検証、分析を各学群にて行う。検証結果を基に全学的な比較検証も実施し、教育課程の改善を行う。(②)	・卒業時の学修成果測定結果を可視化し、各学群においてディプロマ・ポリシーに基づく現行教育課程の教育効果について検証を行うとともに、測定手法や時期の改善を行った。また、全学FD/SDにおいて、全学群・学類の比較対照データを全教職員と共有し、各学群・学類の学修状況の特徴を検討した上で学修者本位の教育について議論した。これを受け、各群・学群で授業およびカリキュラム上の課題を洗い出し、次期カリキュラム改編の方向性を見出した。
・「宮城大学教学アセスメントプラン」に則り、関係センター、学群及び研究科等が連携してアセスメントを実施する。(②)	・教学アセスメントプランに則った科目、学群、大学全体の各階層レベルにおけるアセスメントを実施した。各学群・研究科のアセスメント結果は、カリキュラムセンターにおいて取りまとめ課題を抽出し、各学群での対応を指示した。
・教務・入試・キャリアに関する実データを収集・管理するための統合IRデータベースを設計し、データ分析のための仕組みの構築に取り組む。また、教学IRに関連する教職員に対して、データの管理・分析に関する能力向上を図るための研修等を実施する。(③)	・教務・入試・キャリアに関する直近7年分の実データ（全学群）を収集し、それらを保管・管理・加工・整形するための統合IRシステムを整えた。さらに、整形したデータを用いてデータの共有及び可視化を可能とする教学IRに関するレポートを試作したほか、データの分析レベルに応じた概略的なフローを作成した。また、教学IRに関連する教員に対して、データの管理・分析に関する能力向上を図るための研修等を実施した。

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標

イ 学士課程

高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと、人間性豊かで、グローバルな視点を備えた、Society 5.0の実現や、地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準を用いて、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IR（Institutional Research）の導入を進める。

基盤教育においては、自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては、基盤教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。また、アクティブ・ラーニング等により、実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、最も効果的な教育方法を工夫する。

大学教育のデジタル化を推進し、遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに、大学間の連携をより一層推進する。また、対面による活動がもたらす教育効果を再確認し、その効果的活用を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2)教育の内容等 イ学士課程

①幅広い教養を身につけ主体的に学ぶ力、コミュニケーション力を培う基盤教育と、各学群で展開される専門教育を有機的に結び付け、それらの連続性を高めた学修効果の高いカリキュラムを提供する。②また、実学教育で必要とされる高度な技術力・実践力・語学力の修得を効果的に進めるため、地域フィールドワークや実学教育プログラム、海外研修プログラム等による多様な学びの機会を提供する。③教育のデジタル化を推進するため、遠隔授業システムや学修管理システム等の整備・連携と円滑な運用を行い、それらを効果的に活用した授業の展開を図るとともに、④対面授業の効果的な実施、アクティブ・ラーニングの活用、ラーニングコモンズの整備・活用により、学生の主体的かつ対話的な学びのサポートを強化する。⑤より効果的な教育を実現するための学年暦・時間割の在り方を検討し、その効果的な編成・運用に努める。【8】

〔指標〕期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数（210人 令和8年度）

〔指標〕地域連携型実践教育科目履修者の自己評価（平均A:85点以上 令和8年度）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 6 年 度	・令和4年度から実施している教育課程の専門教育の動向に合わせて、基盤教育から専門教育への接続性、専門科目の受講方法、学修パスとしての接続性などに配慮しつつ効果的な教育を実施する。また、必要に応じて検討、検証を行い、シラバスや授業内容、時間割等の見直しを行う。（1⑤）	・基盤教育科目について、学群を超えた教員ワーキングにてシラバスの確認を行い、専門教育への接続性に配慮した内容の見直しを行った。また、全ての科目について、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに則った授業とするため、シラバスチェックを実施した。	III		
	・実学教育で必要とされる高度な技術力・実践力・語学力の修得を効果的に進めるため、実学教育プログラムを展開し、多様な学びの機会を提供する。また、遠隔授業の効果的な導入を進めるため、キャンパス間での遠隔授業を継続する。（2③）	・実学教育プログラムの一環として、特に、看護学群では「骨髄移植と骨髄バンクに関する講義」を開講し、骨髄バンクについての理解を深めた。また、基盤教育科目「福祉入門」では、太白キャンパスから大和キャンパスへの遠隔授業を継続的に実施した。			
	・令和5年度に引き続き、効果的な教育を実現するための学年暦・時間割の効果的な編成・運用の在り方とその具体化の方策について検討を行う。（5）	・令和7年度学年暦から、全学的に統一した授業日の編成を行い、効果的な教育の実現を図った。また、時間割の効果的な編成に向け、100分授業の効果や学年暦との整合性等、次年度に検討するための情報収集を行った。			
	・地域連携実践教育科目である地域フィールドワークにおいては、制作したテキスト・映像教材を継続して活用するとともに、新カリキュラム下での講義内容の検証と改善を進める。また、学生に対してコミュニティ・プランナー科目群を含めた地域連携実践教育プログラムの全体像を映像を用いて示すなどの取組を行い、両キャンパスにおけるコミュニティ・プランナーアソシエイト取得者の確保を図る。（2）	・地域フィールドワークにおいては、新カリキュラム移行時に制作したテキスト・映像教材を継続して活用した。また、昨年度から実施している宮城県庁との連携による講義において、地域振興課に加えて今年度は農山漁村なりわい課と連携し実践者を招聘した講義を実施した。さらに、授業評価アンケートの結果等を踏まえて、講義内容の検証と改善を実施した。加えて、新たに制作したコミュニティ・プランナープログラム修了生の活動を紹介する映像を用いて、プログラム受講に向けた意識づけを図った。			

・両キャンパスにおいて、自治体の学生の受入能力、教員による講義運営体制等を鑑みて、継続してフィールド数の適正化を図る。(2)	・令和5年度と同様のフィールド数で講義を実施した。
・2年次以降のコミュニティ・プランナー科目群においては、新カリキュラム下における各科目の再構成及び講義内容の検証と改善を進める。(2)	・2年次以降のコミュニティ・プランナー科目群においては新たに制作したテキストを用いて講義内容の改善に着手した。兵庫県立大学との連携に加えて、県立広島大学で開催された活動報告会において、新カリキュラム下の学生が学習成果の報告を行なった。また、地域のニーズに基づく課題解決をテーマとして講義を実施した。
[指標] 期間中の地域連携実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数 (210人 令和8年度) ※年平均：35人	・令和6年度卒業生におけるCPアソシエイト取得者数は30人であり、累計の取得者数は123人である。 (参考) 令和6年度「地域フィールドワーク」履修者446人、「CP概論及び演習」履修者50人、「CP実践論」履修者43人、「CPフィールドワーク演習」履修者11人
[指標] 地域連携実践教育科目履修者の自己評価 (80点以上 令和6年度)	[指標] 令和6年度 88点
・看護学群における基盤教育からの接続においては、新課程3年目に当たるスタートアップセミナー、地域フィールドワークの課題を中間評価し、授業計画を見直す。地域の特性を活かした災害看護プログラムでは、ポートフォリオやシミュレーション教材を活用しながらより実践的内容の強化を継続する。国際看護プログラムでは、国際的関心を醸成する働きかけを強化し、本学の目標に適した海外演習を企画・評価する。コロナ禍で見合わせていたIPE連携プログラムについて、正課内外の強化プログラムを再開する。(12)	・看護学群においては、スタートアップセミナーで、中間評価を行った。地域フィールドワークでは、学生からのアンケート結果をもとに、課題の整理を行った。国際看護プログラムでは、プログラム履修の学生を中心に、JICA青年研修事業への参加を促し、母子保健分野の研修員と交流を行うなどの国際的関心を高める働きかけを実践した。また、3月にオーストラリアでの海外演習を実施した。災害看護プログラムでは、eポートフォリオを開発し、運用が開始となったことで学修内容の可視化が可能になった。また、学生の実践が可視化できるシミュレーターを活用し、実践力の強化につなげた。東北医科薬科大学とのIPE連携プログラムでは、薬学生との正課外プログラムの模擬事例検討(2回)、臨地実習内プログラムが実施され、正課内外で、多職種連携の実践力を高めるプログラムを提供した。
・看護学群独自の「学びの振り返り」及びWebClass上eポートフォリオの運用を継続的に評価する。また、教員による支援を充実する仕組みを検討する。さらに、コンピテンシーのみならず、新たな全カリキュラムのポートフォリオへの拡充を検討する。(3)	・看護学群独自の「学びの振り返り」及びeポートフォリオの運用を継続し、学生の活用状況を把握・評価しながら、「学びの振り返り」の活用並びにeポートフォリオ利用方法についての動画及び手引きの作成、学生の学びに対する教員からのフィードバック、相談窓口の周知によって利活用促進に向けた支援体制を整備した。eポートフォリオに履修した全ての科目の学修成果物をまとめる機能を付加することについて検討し、実装に向けた準備を開始した。
・看護学群におけるより高度な実践技能の獲得のため、スキルスラボの利用の促進、及びMYU-TOWN教材の新築・改編の拡充・評価を行い、教育DXとアクティブラーニングをより一層推進する。そのために、ラボを中心とする教育環境の整備、アクティブラーニングで不可欠な演習補助者(TA)やSPの育成、病院看護師との人事交流等を継続・強化する。(34)	・看護学群のDX教材であるMYU-TOWNは使用の実績が積み上げられており、現在改善点についての教員アンケートを実施中し、その結果をもとに評価・改修を行った。スキルスラボの活用機会は増加しており、臨床に近い環境下で、SPとして学生の採用を行うことで、高度な実践技能の獲得のための教育環境の整備を行っている。また、他大学からのSP募集の依頼を学生に周知し、SPとしての参加を促進することで、SPの育成の機会とした。
・事業構想学群においては、基盤教育から専門教育までの一貫性をより高度なものとするに加え、イノベーションデザインをさらに推し進め、デジタル・トランスフォーメーションに留まらない、イノベーションとデザインを体感し実践するための開かれた場(Innovating Plus)の形成を具体的なものとする。さらにこのInnovating Plusにおいて情報通信機器等を積極的に活用した試行的、実験的な学群教育プログラムの検討と開発を行い、より魅力的な教育プログラムの構築を行う。(123)	・事業構想学群では、1年次開講科目としてイノベーションデザイン特別演習を開講・実施することで、デジタル・トランスフォーメーションに留まらないイノベーションとデザインを体感し実践するための開かれた場(Innovating Plus)を提供した。さらに、情報通信機器等を積極的に活用した学群教育プログラムとして検討し構築した。その成果に基づき、試行的に入学前教育プログラムにおいて実施することで教育プログラムを展開した。
・食産業学群においては、新カリキュラム履修者が3年次になることから、基盤科目で蓄積した学習内容を専門教育の場で実践展開できるよう各科目について実施するとともに効果的な方法について絶えず検討を行う。また、授業科目運営の中でデジタル化できる部分については、そのメリットを十分に活かしながらデジタル化を実践する。(123)	・食産業学群においては、基盤科目及び専門基礎科目で蓄積した学修内容が専門科目で連続性をもって展開できるよう各専門分野の科目を実施した。また、授業科目運営の中でデジタル化できるコンテンツについては、そのメリットを十分に活かせるように、科目の洗い出し等検討を行った。

	・基盤教育科目においては、遠隔授業科目について、教育効果の望める科目を継続するほか、一部科目においてオンデマンド授業を組み込み、対面授業と遠隔授業との効果的な配分の検証を進める。 (3) ・学生の勉学意欲や理解度の向上を図ることを目的に、デジタルツールを活用した実践的教育及び少人数教育指導の充実のためのアクティブラーニングプログラムの試行を行う。 (4) ・ラーニングコモンズにおいて、授業時間外の学修支援の場として、引き続きSAを活用した学生相互の学修支援体制の定着と充実を図る。また、学びを支援するための各種プログラムについて、学生ニーズを見極めつつ、既実装プログラムの要否判断と実施及び新規プログラムの検討・展開を図る。 (4)	・「福祉入門」において、太白キャンパスから大和キャンパスに向けて遠隔授業を行った。遠隔用の教室を指定し、TAを配置することにより更に教育効果を高めた。また「人口学概論」では、オンデマンドでの授業も取り入れて実施し、円滑に授業が実施された。 ・基盤教育英語1年生に対して、Xreading（デジタルライブラリー）を活用した授業外多読学習を取り入れ、全体的な英語力向上を図った。 ・全学生を対象に、数理・情報・統計系教育の一環として、「ITパスポート」及び「基本情報技術者」資格試験に対応した講座をデジタルツールを活用し、35名に試行実施した。また、令和7年度入学者全員に対し、eラーニングにて、コンピューター関連の基礎知識 ・SA体制については、大和キャンパスで約30名、太白キャンパスで約20名の学生スタッフの参加を得て人数的充実度を増し、かつSA間の運用ノウハウ継承も意識されており体制の定着が実現した。また、他大学コモンズの視察を行い、その知見を学生主体プログラムに反映した。 ・学習支援プログラムについては、年度当初の1年生向け履修相談会やキャンパスの学びに応じた教員主導プログラムを大和で4種、太白で2種提供したほか（定期開催と臨時開催の合計）、PC質問対応の常駐化など、既存プログラムの発展も含み、SAの発意に基づくプログラムも大和で4種19回、太白で6種10回実施された。	
--	--	--	--

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標

イ 学士課程

高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと、人間性豊かで、グローバルな視点を備えた、Society 5.0の実現や、地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準を用いて、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IR（Institutional Research）の導入を進める。

基盤教育においては、自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては、基盤教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。

また、アクティブ・ラーニング等により、実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、最も効果的な教育方法を工夫する。

大学教育のデジタル化を推進し、遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに、大学間の連携をより一層推進する。また、対面による活動がもたらす教育効果を再確認し、その効果的活用を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2) 教育の内容等 イ 学士課程

① 学生の多様な学修ニーズに応えるために、国際社会や地域社会、科学技術、情報通信の動向及び新たな社会課題を踏まえ、かつ本学の強みや特色を生かした実践的な教育プログラム（正課外のプログラムを含む）を各学群やラーニングコモンズ、デザイン研究棟等で展開し、地域や世界においてイノベーションをデザインできる人材を育成する。② また、意欲と能力にあふれた学生を対象に、起業家精神（アントレプレナーシップ）の育成や大学院課程との接続性を考慮した専門性を深める学修機会の提供を図る。③ 情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用し、地域や産業界、他大学・研究機関等との連携による効果的な教育プログラムを展開する。【9】

■ 年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年 度	・ 全学基盤教育においては、引き続き、国際社会の動向や科学技術、情報通信技術の動向を学ぶための科目及びアントレプレナー育成のための科目を開講し、地域・社会・世界における課題解決に資する知見を学修できる機会の提供を図る。また、2年次以降のコミュニティ・プランナー科目群においては、新カリキュラム下における各科目の再構成及び講義内容の検証と改善を進める。 (1)(2)	・ 「全学自由ゼミ」及び「日本事情Ⅰ」をフィンランドからの交換留学生への提供科目とし、本学在学生との交流の機会を設けた。 ・ 「学外研修」においては、リアル・アジア研修（オーストラリア）及びヨーロッパ研修（オランダ）を実施した。また、「国際関係論」「国際日本学」「グローバル・ビジネス」を引き続き提供し、国際社会の動向を学ぶための科目を提供した。 ・ 情報通信技術については、前期の「コンピューターリテラシー」で導入を行い、後期の「情報化社会と技術」で具体的な問題解決に資するための議論を展開した。 ・ 「アントレプレナー基礎」では、最前線で活躍している起業家を外部講師として積極的に登用し、より実践的な教育プログラムを提供した。なお、本科目は奈良県立大学との連携科目としても提供を行った。 ・ コミュニティ・プランナー科目群においては、新たに制作したテキストを用いて講義内容の改善に着手した。兵庫県立大学との連携に加えて、県立広島大学で開催された活動報告会において、新カリキュラム下の学生が学修成果の報告を行った。また、地域のニーズに基づく課題解決をテーマとして講義を実施した。	III		
	・ 令和4年度までの情報統計に係る科目の授業実績を基に、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度への申請を行う。 (1)	・ 文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定申請をしていた、本学の「宮城大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（MYUMDASH）」が、令和6年8月27日をもって認定された。認定を受け、令和6年度の自己点検を実施した。			
	・ 看護学群においては、 (1) グローバルな特性に応じた健康課題に創造的に取り組む力を養成するために、本学独自の災害看護プログラム及び国際看護プログラムについて新カリキュラムでの内容の拡充を促進する（No.8再掲）。また、海外研修やコミュニティ・プランナー科目等への関心を醸成する働きかけを行うとともに、看護学生が履修・参加しやすい環境整備のための調整を図る。 (1)(2) (2) 専門性の高い実学教育や探究心を醸成するために、大学院課程との接続性を念頭に、最新の研究成果を意図的に授業内で教授することを強化し、キャリア教育の強化を継続する。また、令和4年度から卒業研究ゼミ選択や発表会の位置づけを見直した成果を評価する。 (2) (3) より専門的な知識や技術を教授できる実践現場で活躍するゲスト講師による授業を遠隔ツールを活用して拡充したり、看護技術や遠隔看護等に関する専門的かつ実践的な教育プログラム（正課外プログラムを含む）を検討する。 (3)	・ 看護学群においては、 (1) 災害看護プログラムでは、シミュレーション教材を活用した新たな演習について検討し、内容の充実を図っている。また、国際看護プログラムでは、演習として海外の保健分野の研究員とのディスカッションの機会を持ち、内容の拡充を図った。また、海外研修に参加希望のある学生への相談・サポートを行い、参加促進のための支援を行った。 (2) 授業内での最新の研究成果の教授による探求心の醸成や、大学院について深く理解する機会として、正課内外で大学院並びに大学院で学ぶことについて学生への説明を行い、キャリア教育の強化を図った。卒業研究では、研究活動へのさらなる支援強化のために、指導体制の整備を行った。 (3) 遠隔看護についてより専門的な知識・技術を獲得するための教育プログラムの検討を行い、令和7年度から「遠隔看護論」「遠隔看護演習」を新設科目として設定した。			

・事業構想学群では、これまで実施されてきた様々な正課外プログラムを正課科目にする、あるいはマイクログレデンシャルを活用して単位認定などを実施し、修学の成果を高めることで、その多種多様な修学体系の効果を一層高めることを目指す中で、特に第3期中期計画で設定したイノベーションデザインを更に発展させ、Innovating Plusという標榜の元、多様な人材との交流を可能とし、デザイン思考を通してイノベーションを実践し得る開かれた学びの場の構築の検討を行う。 また、大学での学びを再定義し、入学前の段階（中学生、高校生）から、卒業以降（リカレント教育）までを一貫した学びのライフサイクルとして捉え、生活の一部として学び続けることを可能とする学修支援の在り方を検討すると同時に、こうした学修支援の根幹を成す遠隔教授システムやVR等の先端技術を活用した教授法の具体的な構築を目指す。（①②③）	・事業構想学群では、従来の正課外プログラムの内容を事業構想特別講義及びイノベーション特別演習として正課科目として開講し単位認定を行った。また、マイクログレデンシャルとしてコミュニティプランナープログラムを位置づけてプログラム認定を行ったほか、イノベーションデザイン特別演習科目の教育プログラムを検討・実施することで、デザイン思考を通してイノベーションを実践し得る開かれた学びの場を提供した。さらに、入学前から卒業以降（リカレント教育）までの一貫した学びのライフサイクルにおける学修支援の在り方を検討した。こうした学修支援の根幹を成す遠隔教授システムやVR等の先端技術を活用した教育プログラムを開発し、試行した。	
・食産業学群においては、令和6年度より新カリキュラム導入3年目に当たり専門科目が本格的に導入される。新カリキュラムでは専門をコース制から学生自ら専門科目の選択を可能とするモデル制に変更していることから、効果的な実施を図るとともに適宜改善を行う。さらに学修の集大成としての卒業研究においては、引き続き学生それぞれの課題に対応したPBL型の研究指導など、学生自らが研究に向かうことができるよう指導の改善に努める。 ・また、意欲と関心のある学生の学びを加速するため、引き続き正課内外の学習機会あるいはコモンズ等において、食産業に関する企業や政府、自治体、研究機関で活躍している講師を招き、社会のニーズや課題に対するアプローチなどをテーマとした授業等を行い、より現実的な課題性に富む学習機会を提供し、起業や大学院での研究のためのアイデアを創出できる人材の育成を図る。 ・食をめぐる技術や経済・経営環境の今日の変化に対応すべく社会人向けの「宮城大学食産業学群リカレント教育プログラム」について検討を行うとともに実施のための準備を進める。（①②③）	・食産業学群においては、1年次の「スタートアップセミナー」の基礎ゼミ、2年次の「食産業学基礎演習」などで教員との密な対話によって研究分野と研究室の活動を深め、学生の適切な履修選択を助けるとともに、2・3年次には幅広い分野の専門科目を開講した。さらに、4年間の学びの集大成としての卒業研究においては、引き続き学生の課題設定と解決を助言し、担当教員との協働による研究遂行を図った。 ・ディスカバリーコモンズでは東北農政局とのコラボ企画を開催し、フードマイレージに関する講話、学生考案のゲーム、グループディスカッションを行って、食と環境負荷に対する理解を深めた。 ・宮城県内食産業界の人材育成に貢献するため、県庁担当課との綿密な調整の下で食産業学群リスキリング事業を計画し、令和7年度からの人材育成プログラムの実施に向けて企画・立案を行った。	
・令和4年度より継続しているDX事業にて、教材・教育プログラムの向上及び遠隔授業によるリカレント教育履修者の拡大を目指すとともに、教材・教育プログラムの検証を行い、必要に応じて改善を行う。（③）	・リカレント事業として、特に「みやぎテレナース育成プログラム」の開催に当たり、広く履修者を募集することにより令和6年度は10名の参加を得た。また、プログラム評価を実施し、評価に基づき教育内容の改善の検討を行った。	

■中期計画番号 10

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標

ロ 大学院課程

地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また、大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え、地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IRの導入を進める。

学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより、リカレント教育など、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。

また、高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。

※英数字は半角で、「読点」は「・」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2)教育の内容等 ロ大学院課程

① 本学の理念及び各研究科の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明確に定め、その実現のための体系的な教育課程を編成・実施する。② また、学位論文審査基準を公表し、透明性・公平性のある学位論文審査のための体制強化を進める。【10】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（10～12）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
A	A	A								

R 6 年度	・看護学研究科においては、 (1) 地域医療・地域ケアの推進に資する看護人材育成に向けて、日本看護系大学協議会への「在宅看護専門看護師教育課程」の申請準備を行い、博士前期課程「在宅看護専門看護師養成コース」開設のための実習施設・外部講師の確保と調整を進める。また、博士後期課程においては、令和6年度開始の教育課程を滞りなく進め、ディプロマ・ポリシーに対する学修到達状況を検討する。❶ (2) 学士教育からの継続した大学院進学（ストレート進学）のアンケート調査により把握した課題をもとに、看護基礎教育でのキャリア教育での支援につなげる。また、教育内容及び教育体制の拡充にて入学希望者の増加を図り、多様な進路選択における看護人材育成を促進するため、大学院進学に関する広報活動を強化する。時代の変化に対応できる高度な専門的知識及び課題分析、課題解決手法を身につけた看護人材の育成に向けて、社会人を対象とした科目履修の広報を行い、周知を図る。❶	・看護学研究科においては、 (1) 「在宅看護専門看護師教育課程」開設に向け、当初の計画通り7月下旬に日本看護系大学協議会への申請を行った。また、学生の専門性に即した柔軟な履修と学修を促進するため、分野や領域という従来の括りをなくした教育・研究指導体制を改編した。博士後期課程については、今年度より新たな教育課程を開始した。複数科目の担当教員の選定に関し規定が必要となり、年度途中に内規を策定した。また、ディプロマ・ポリシーに対する学修到達状況を確認し、アセスメントを実施した。 (2) 学士教育から大学院への継続的学修（ストレート進学）の意義と方法についてキャリアガイダンスを通じて学生に周知するとともに、学群における看護研究関連授業や卒業研究を通じて大学院進学への士気を高める声かけを行なった。また、今年度より看護学研究科広報ワーキンググループを組織し、入試説明会・相談会の回数増加、公開授業、看護学研究科のウェブサイトの更新等、大学院進学に関する広報活動を強化した。	III
	・事業構想学研究科においては、 (1) 博士前期課程及び博士後期課程のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び科目配置の適切性に関する点検を実施し、必要に応じて改善を行う。❶ (2) 研究科、なかでも博士前期課程における新たな価値創出に向けて、ソーシャル・デザイン領域に留まらず、イノベーションとデザインを体感し実践することを可能とする新たな場の創出（Innovating Plus）としての教育プログラムの構築を目指し、既存プログラムとリカレント教育等プログラムとの融合を可能とする新たなプログラムのモデル構築に関する検討に着手し、その具体的な方策としてのオープンバッジ等の検討を開始する。❶	・事業構想学研究科においては、 (1) ディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）については、全学のDP及びCPとの整合性を保つとともに、事業構想学研究科が目指す方向性に適合するよう検討を進め、改定案を策定した。 (2) 研究科の各領域を横断し、イノベーションとデザインを体感・実践することができる教育プログラム構築に関する検討に着手し、次年度カリキュラムから共通科目「事業構想学特別講義」を新設することを決定した。またオープンバッジの導入について、リカレント事業において適用の試行を行った。	

・食産業学研究科においては、 (1) 引き続きディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを点検するとともに、令和4年度に完成年度を迎えた博士前期課程の振り返りにより、専門科目の領域、分野、科目の配置等の見直しを進める。また、食産業学研究科博士後期課程においては、授業内容等の見直しを中心にカリキュラム編成を進める。(①) (2) 引き続き科学技術の進展、新たな社会課題に対応できる人材の育成について検討するとともに、多様なバックグラウンドを持つ研究科の学生に対してきめ細かなガイダンスを行い、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに合致した教育を効率的に行うよう努める。(①)	食産業学研究科においては、 (1) 全学のディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP) の改定に合わせて、食産業学研究科のDP、CPも整合性が取れるような形で改定を進め、研究科教授会、カリキュラムセンターにおいて承認を得た。授業内容、カリキュラムについては、教員配置等を考慮しながら見直しを進めている。 (2) 引き続き科学技術の進展、新たな社会課題に対応できる人材の育成について検討し、多様なバックグラウンドを持つ研究科の学生に対してきめ細かなガイダンスを行い、CPやDPに合致した教育を効率的に行うように努めた。
・各研究科において行った新たな教育課程体系を示すカリキュラムマップ、科目ナンバリング及び履修モデルの点検に基づき適宜修正を行う。(①)	・全研究科でディプロマポリシー (DP) やカリキュラムポリシー (CP) の点検を行い、全学共通のDP、CPを策定及び各研究科のDP、CPも全学共通DP、CPと一貫性のあるものに改編した。ポリシーの改正に伴い、カリキュラムマップ、科目ナンバリング、シラバス記載要領の見直しを図った。また、大学院統一の履修規程の制定、関係諸規程の点検を行った。
・学位論文審査基準及び審査スケジュールをウェブサイト、履修ガイド等で公表し、透明性・公平性を維持した学位論文審査を継続的に実施する。(②)	・各研究科において学位論文審査基準及び審査スケジュールの点検と修正を行い、ウェブサイトや履修ガイド等での公表、年初オリエンテーションでの説明等を行なった。
・各研究科において、学位論文審査報告書の新様式に従い、学位論文審査基準の各項目を評価軸とした厳格な学位論文審査を行う。また、学位論文指導研究計画書に基づき、論文指導を実施する。(②)	・各研究科において新様式での学位論文審査報告書に基づく学位論文審査を行った。また、今年度より研究指導計画書を用いた論文指導が全研究科で開始し、滞りなく運用した。
・各年次の学位論文審査プロセスを履修ガイドやウェブサイト等において明確に示し、学生への周知を徹底する。その上で、適切な審査を継続的に実施する。(②)	・学位論文審査プロセスを、各研究科の履修ガイドやウェブサイト、オリエンテーション等で明示・説明した上で、学位論文審査を適切に実施した。

■ 中期計画番号 11

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標

ロ 大学院課程

地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また、大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え、地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IRの導入を進める。

学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより、リカレント教育など、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。

また、高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2) 教育の内容等 ロ大学院課程

①教育内容や学修成果の評価・可視化の方法をアセスメントプランとして定めるとともに、②教学IRの導入を進め、それらに基づく点検・評価と教育内容の改善を着実に進める。【11】

■ 年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年 度	・修了時の学修成果測定結果を可視化し、各研究科ごとの分析を実施し、全研究科での比較検討も踏まえ、教育効果の検証及び測定方法の妥当性の検証並びにその改善を行う。（①）	・修了時の学修成果測定結果を可視化し、研究科ごとの分析を実施し、カリキュラムセンターで情報共有した。 ・各研究科でディプロマポリシー（DP）、カリキュラムポリシー（CP）の点検を行い、今年度は全学共通のDP、CPを策定し、各研究科のDP、CPも全学共通DP、CPと一貫性のあるものに改編した。	III		
	・「宮城大学教学アセスメントプラン」に則り、関係センター、学群及び研究科等が連携してアセスメントを実施する。（①）	・「宮城大学教学アセスメントプラン」に則り、学群及び研究科等が連携してアセスメントを実施し、その結果を共有することで課題の明確化を行った。また、評価指標に卒業生及び就職先からの評価を加える見直しを図り、今年度実施した。			
	・教務・入試・キャリアに関する実データを収集・管理するための統合IRデータベースを設計し、データ分析のための仕組みの構築に取り組む。また、教学IRに関連する教職員に対して、データの管理・分析に関する能力向上を図るための研修等を実施する。（②）	・教務・入試・キャリアに関する直近7年分の実データ（全研究科）を収集し、それらを保管・管理・加工・整形するための統合IRシステムを整えた。さらに、整形したデータを用いてデータの共有及び可視化を可能とする教学IRに関するレポートを試作したほか、データの分析レベルに応じた概略的なフローを作成した。また、教学IRに関連する教員に対して、データの管理・分析に関する能力向上を図るための研修等を実施した。			

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標

ロ 大学院課程

地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また、大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え、地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IRの導入を進める。学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより、リカレント教育など、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。

また、高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2)教育の内容等 ロ大学院課程

①大学院の魅力をもっと高めるため、将来の国際社会や地域社会、科学技術の進展、情報表現技術の動向及び新たな社会課題を見据えた高度な実学教育の実現に向けた大学院教育の再構築を行う。②また、社会人のリカレント教育の充実に向けた教育プログラムを展開する。【12】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 6 年 度	・看護学研究科においては、 (1) これまでの教育課程改編に向けた調査と大学院ストレート進学に関するこれまでの調査・検討を踏まえ、ストレート進学及びリカレント教育、高度実践教育・教育研究者養成としての大学院進学を視野に入れたキャリア支援の充実を図る。また、大学院における実践教育の強化に向けて、ハイブリッドシミュレーターやICTを活用した実践教育の展開について更なる充実を図る。 (2) 教育課程の拡充により入学希望者の増加を図り、地域医療・地域ケアの推進に貢献できる看護人材育成に向けて、日本看護系大学協議会への「在宅看護専門看護師教育課程」の申請準備を行い、博士前期課程「在宅看護専門看護師養成コース」開設のための実習施設・外部講師の確保と調整を進める。また、令和6年度開始の博士後期課程の教育を滞りなく進め、ディプロマ・ポリシーに対する学修到達状況を検討する。(12)	・看護学研究科においては、 (1) 学士教育から大学院への継続的学修（ストレート進学）の意義と方法について、キャリアガイダンスを通じて学生に周知するとともに、学群における看護研究関連授業や卒業研究を通じて大学院進学への士気を高める声かけを行なった。また、今年度より看護学研究科広報ワーキンググループを組織し、入試説明会・相談会の回数増加、公開授業、看護学研究科のウェブサイトの更新等、大学院進学に関する広報活動を強化した。 (2) 地域医療・地域ケアの推進に貢献できる看護人材育成に向けて、令和7年4月より「在宅看護専門看護師教育課程」が開始される予定である。また、学生の専門性に即した柔軟な履修と学修を促進するため、分野や領域という従来の括りをなくした教育・研究指導体制を検討した。博士後期課程については、今年度より新たな教育課程を開始した。複数科目の担当教員の選定に関し規定が必要となり、年度途中に内規を策定した。ディプロマ・ポリシーに対する学修到達状況を確認し、アセスメントを実施した。			
	・事業構想学研究科においては、 (1) 実学教育をはじめDXやアントレプレナーシップ、デザイン思考等の強化に向けた適切な科目配置について、既存の科目等との整合性を担保した上で、具体的な教育プログラムの構築を進める。(12) (2) 大学院プログラムとの連携を視野に入れた、社会人を対象としたDXリスティングプログラム等を実施するとともに、こうしたプログラムの大学院教育との統合を具体的に検討することを通して、イノベーションデザイン学の構築とその具体化としてのInnovating Plus（イノベーションとデザインを体感し実践するための開かれた場）の実現と大学院機能の高度化に向けて、今後の教育プログラムの基本的なスキームを構築する。(12)	・事業構想学研究科においては、 (1) 実学教育を充実させるための科目配置について検討を進め、教育プログラムの再構築に関する検討を進めた。 (2) 社会人を対象としたDXリスティングプログラム等を実施するとともに、大学院教育との統合に関する検討を行い、次年度から共通科目「事業構想学特別講義」を開設することを決定した。			

III

・食産業学研究科においては、 (1) 引き続き計画的に老朽化した大型実験機器の更新と先端機器の導入、利用環境の整備により教育研究環境の向上を進める。性能や用途が陳腐化した機器等については、次期中期計画期間における教育研究の展開を見据えた更新計画の策定に着手する。さらに先端機器利用のためのトレーニング等を積極的に行い、最新技術の定着に努める。また、社会人のリカレント教育の提供方法についても引き続き検討を進める。 (1) (2) 持続可能な食産業に向けてデータサイエンスを始めとする必要な科目の実施・充実と共に、各研究分野の教育の充実を図る。 (1)(2)	・食産業学研究科においては、 (1) 引き続き計画的に、老朽化した大型実験機器の更新と先端機器の導入、利用環境の整備により教育研究環境の向上を進めた（R6年度はICP-MSの更新手続きを実施）。第4期中期計画期間における教育・研究の展開を見据えて必要な機器のリストアップを行い、更新計画の策定を開始した。さらに、先端機器利用のためのトレーニング等を積極的に行い、最新技術の定着に努めた。社会人のリカレント教育の提供方法については、今後の研究科の提供科目、教員体制と共に検討した。 (2) 持続可能な食産業に向けて導入したデータサイエンス等の科目の実施状況を検証した。	
・リカレント教育の充実に向け、情報通信ネットワークの利用による遠隔授業、遠隔研究指導の積極的な活用を図るとともに、履修学生の状況を踏まえて対面授業と遠隔授業を効果的に組み合わせた授業展開を進める。 (2)	・リカレント教育の充実に向け、情報通信ネットワークの利用による遠隔授業、遠隔研究指導の積極的な活用を図った。社会人履修学生の状況に合わせて対面方式と遠隔方式を組み合わせ、授業や合同ゼミ、発表会を効果的に実施した。	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 13

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

イ 教育研究組織

基盤教育、各学群及び各研究科の教育課程や学生数に対応した教員組織を編成する。また、国際交流や地域連携の推進など、教育の支援や産学連携活動の強化に必要な体制を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (3)教育の実施体制等 イ教育研究組織

①学群・研究科や各委員会・センターなどの教育研究組織が、本学の理念・目的に適合した組織体制となっているかを不断に検証するとともに、教育研究の動向、社会的要請などの本学を取り巻く教育研究環境等に適応したものになるよう改善を図る。【13】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（13）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A	A				
R6 年度	・大学の理念・目的に適合した組織体制となっているかの検証を踏まえ、学内の横断的な組織である各委員会や全学センター、教育推進センター等の教育研究組織の在り方について、必要に応じて見直しを行う。 (①)	・大学における学群改革を推進するための「大学改革室」の設置に向け、組織体制の検証及び見直しを行った。 ・大学業務の自主的及び自律的で効果的かつ効率的な運営の確保に資するとともに、教育研究等の質の保証と向上を図ることを目的として、教育研究活動等の点検、評価及び改善等を継続的に行うため、「教育研究等評価委員会」を設置した。	III							

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 14

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

□ 教員・教員組織

授業科目の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員を、年齢、性別、国際性等のバランスに配慮しながら、採用・配置する。

また、教育活動の質の向上を図るため、教員評価、学生による授業評価やFD（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに、学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど、教員の教育能力向上を推進する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (3)教育の実施体制等 □教員・教員組織

① 本学が求める教員像や各学群・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示した上で、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。② 教員の募集、採用、昇任等に当たっては、これらの基準及び手続きを明確にした上で、年齢、性別、国際性等のバランスにも配慮し、公募により選考する。③ また、学系組織の実質化を進め、教育研究の活性化を図る。【14】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（14～16）						
				R3	R4	R5	R6	暫 定	R7	
				A	A	A				
R 6 年 度	・各学群・研究科において策定する教員組織の編成方針等を踏まえ、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。また、学系組織の在り方を踏まえ教育研究の活性化を図る。（①③）	・各学群・研究科で策定した編成方針等を踏まえ、専任教員の配置を行った上で、科目担当の充足が困難で、教育の質保証の観点から必要と認められる場合には、特任教員や非常勤講師を配置するなど、科目担当教員の配置に関する指針を定め、適正な配置を行った。 ・「本学が求める教員像」について、改めて明確化し、理事会の意見を聴いた上でウェブサイトで公表するとともに、学系の所掌事項の整理を行った。	III							
	・教員の採用に当たっては、人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像を明確にし、原則として公募により選考を行う。（②）	・人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像を明確にした上で、公募により教員人事委員会において採用予定者を決定し、理事会の審議を経て採用した。								

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 15

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

□ 教員・教員組織

授業科目の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員を、年齢、性別、国際性等のバランスに配慮しながら、採用・配置する。

また、教育活動の質の向上を図るため、教員評価、学生による授業評価やFD（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに、学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど、教員の教育能力向上を推進する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (3) 教育の実施体制等 □教員・教員組織

①専任教員の教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の各活動の目標設定を支援し、その成果を多面的に点検・評価することによって活動の改善と自己研鑽を促すとともに、大学全体の質の向上と高度化に資するため、教員評価を行う。②また、教員の年俸制の導入について、引き続き検討する。【15】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 6 年度	・教員評価の円滑な実施を図るとともに、教員評価制度検討委員会による点検を通じて、必要に応じて改善を行う。(①)	・教員評価要綱に基づき評価を実施するとともに、教員評価制度検討委員会において、各種意見を踏まえて制度の点検・見直しを行った。 ・教員評価の結果を勤勉手当の成績率に適切に反映させた。	III		
	・教員の年俸制の導入について、他大学等の情報を収集するなど、引き続き検討していく。(②)	・他大学の給与制度について情報収集を図るなど、慎重に検討を継続した。			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■ 中期計画番号 16

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(3) 教育の実施体制等に関する目標	□ 教員・教員組織
授業科目の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員を、年齢、性別、国際性等のバランスに配慮しながら、採用・配置する。	
また、教育活動の質の向上を図るため、教員評価、学生による授業評価やFD（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに、学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど、教員の教育能力向上を推進する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）	
第1教育研究	1教育 (3)教育の実施体制等 □教員・教員組織
① 本学が目指す教育を提供するために望ましい教員像を明確にするとともに、② その育成及び自己研鑽の機会として、組織的かつ体系的にファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントを実施する。【16】	

■ 年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 6 年 度	・「望ましい教員像及び教員組織の編成方針」を策定し、ウェブサイト等により学生及び学外への周知を図る。 (①)	・「望ましい教員像及び教員組織の編成方針」を策定し、ウェブサイト等により学生及び学外への周知を図った。		IV	
	・階層化レベルで、教職員の育成及び自己研鑽のためのFD・SDの企画をさらに促進し、全教職員が主体的に参加できる運営のスマート化を行う。また、本学が目指すニューノーマルな高度専門教育の質保証に向けて、教職学協働、教育・研究連動を促進しながら教職員の能力向上を目指し、マクロ、ミドル、ミクロの各レベルのFD・SDの成果を評価し、体系化する。 (②)	・本年度はマクロレベル1件、ミドルレベル10件、ミクロレベル10件のFD・SDを実施した。対面での開催のほか、オンデマンド配信を併用した開催形式により、全教職員の主体的な参加を促し、マクロレベルFD・SDは97.9%の出席率であった。本年度の各レベルのFD・SDは、学生支援、教育上の課題等に応じ、教職員の能力向上を目指した企画がなされた。その実施概要並びに評価は、報告書としてまとめた。			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 17

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標

イ 学修・生活支援

学生が自己の学修成果を的確に把握することにより、更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに、健康で充実した学生生活を安心して送ることができる環境で送ることができるよう、相談体制の強化、健康管理や課外活動の支援を行う。さらに、経済的に安定した環境で学修できるよう、負担軽減制度の適切な運用に努める。

また、多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて、社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (4)学生への支援 イ学修・生活支援

①学生が安心して学生生活を過ごし、学修や課外活動に励むことができるよう、学修支援方針等に基づいて、適切な学修支援、生活支援を行っていく。②特に学修困難学生については早期発見に努め、適切な対応を行う。【17】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評価						
				意見						
				評定実績（17～19）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A	A				
R 6 年 度	・ALCS学修行動比較調査の回答について、令和5年度の水準（9割）を維持するとともに、結果について様々な角度から分析を行う。（①）	・教員と事務局の連携による呼びかけや回答依頼メールの自動送信化を行っているものの、令和6年度の回収率は72%と回答率は低下したが、同調査の他大学の回答率を比べると高い水準である。結果については、各学群、事務局で分析を行った。	III							
	・新型コロナウイルス感染症については引き続き感染状況を注視し、予防に努めるとともに、インフルエンザウイルス等その他の学校感染症についても状況を把握し注意喚起等を行う。（①）	【事務局】 ・学生からの感染症罹患届の状況や教職員からの学生の欠席状況等の情報提供を踏まえ、感染増加の兆候が認められる場合は、メール等での注意喚起を行うなど適切に対応を行った。 【看護】 ・大学内外の感染状況の把握、感染状況や予防策の情報提供、出席停止者への対応を行った。 【事業】 ・学校感染症に関する周知と状況把握に努め、出席停止などの対応を行った。 【食産】 ・キャンパス内の感染状況を注視し、感染者が増加した場合には、メールにより注意喚起を行った。								
	・コロナ禍で制限されたサークル活動等正課外活動を活発化するよう適切な支援を行う。（①）	【事務局】 ・学生団体の知名度向上や連帯感の強化、資金調達を目的に「Giving Campaign 2024」を開催し、423名からの支援票のほか、企業協賛金・個人寄附金合わせて212千円を獲得した。 【看護】 ・サークル活動等正課外活動に関する学生や教員の意識を調査し、支援方法を検討した。 【食産】 ・学生会総会や大学祭の準備段階等において、役員の学生と関係する教職員の間で頻繁に打ち合わせをすることで、正課外活動を活発化するための支援を行った。								

・新入生が安心して学生生活を過ごせるよう、仲間作りと宮城大学生としてのアイデンティティ形成のため、新入生交流事業（コンボケーションデイ）を実施する。（①）	【全学】 ・昨年に引き続き、春にはブラインドサッカー選手との交流や競技体験を通じて、仲間を思いやり支え合うことや、声がけによるコミュニケーションの重要性を学んだ。秋も昨年と同様に食をテーマとした複数の企画を実施し、両キャンパスの学生が協力しながら課題をクリアすることで、多様な人とのコミュニケーションや協調性の大切さを学ぶ良い機会となった。 【看護】 ・新入生交流事業（コンボケーションデイ）の他に、看護学群独自の新入生交流会を開催し、新入生が在 student と交流する機会を持ち、新入生が大学生活に早期に馴染めるよう支援した。 【事業】 ・春、秋の新入生交流事業（コンボケーションデイ）の参加を促し、障害、多様性、コミュニケーション等の気づきとなる機会を提供するとともに、大学生活に早期に馴染めるよう支援した。 【食産】 ・秋のコンボケーションデイを太白キャンパスで実施し、昨年度と同様の内容としながらも細かい課題点について改善することで、昨年度以上に多様性や協調性の重要性を学び、他学群学生の視点にも触れる良い機会となった。
・学修困難学生に対して、カウンセラーや保健指導員、各学群スチューデントサービスセンター・ワーキンググループ（看護学群では学生ワーキンググループ）・事務局が情報を共有し、関係者と連携しながら適切な支援を提供する。（②）	【全学】 ・障がいや心身の健康に不安のある学生からの合理的配慮の申請に基づき、当該学生や関係者との建設的対話に基づき、適切な配慮の作成・提供を行った。また、それ以外の支援が必要と思われる学生について、各学群の学生WG等の場を利用して情報を共有し、必要な対応を実施した。 【看護】 ・各学年支援チームは、科目担当教員らと連携して学生生活支援の充実に努めた。 ・学修困難な学生に対して、各学年支援チームの教員が中心となり、カウンセラーや保健指導員、事務局と情報共有を密に行い、学生ワーキンググループを通じて必要な支援を継続的に実施した。 【事業】 ・学修困難な学生に対して、学生相談室、保健指導員、事務局と情報共有を密に行い、教務ワーキンググループを通じて必要な支援を継続的に実施した。 【食産】 ・学生の欠席状況を確認することで学修困難学生の把握に努め、支援が必要と思われる学生については、学生相談室、担任、学生委員、事務局等と情報共有を行い、適切な支援を提供した。
・健康問題を抱える学生に対して、適切な支援を提供する。（②）	【健康支援室】 ・健康問題を抱える学生の早期把握のため、新入生に対する健康に関する届出、全学生対象の定期健康診断や心の健康に関するアンケートの実施結果から、ハイレスク群の学生に個別対応を実施した。
【基盤】 ・各学群の科目担当教員と協働し、基盤必修科目において欠席の多い学生、リメディアルが必要な学生及び授業への取組状況に問題のある学生を早期発見する体制を強化する。（②）	【看護】 ・基盤科目欠席回数が2回になったところで科目担当教員から、学生ワーキンググループ長及び学年支援チームリーダーへ連絡が寄せられ、支援が必要な学生の早期発見と対応につなげた。 【事業】 ・基盤科目欠席回数が2回に及んだ時点で、科目担当教員と教務ワーキンググループが情報を共有し、事情の確認と注意喚起を行い、問題のある学生の早期発見と支援に努めた。 【食産】 ・担任や学生委員を中心として、基盤必修科目を2回以上欠席した学生に対してメールで注意喚起を行い、必要と思われる学生に対しては面談やメールで状況を確認することで、課題を抱える学生を早期発見する体制を構築した。 【基盤】 ・基盤必修科目において欠席回数が2回になった学生について、各学群ワーキンググループへ速やかな情報提供を行った。対象科目を必修科目に絞ったフローが3年目となり、昨年度よりも効率的な情報共有及びタイムリーな対応を行うことができた。 ・昨年度に引き続き、学習状況診断テストでは、NS分野のリメディアル教育科目への誘導を例年通り実施した。英語科においても成績不良者への対応がなされた。また、テスト時に実施したアンケート（PCの基本操作）の結果を基盤情報科目担当教員と共有し、正課にて対応した。

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■ 中期計画番号 18

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標

イ 学修・生活支援

学生が自己の学修成果を的確に把握することにより、更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに、健康で充実した学生生活を安心できる環境で送ることができるよう、相談体制の強化、健康管理や課外活動の支援を行う。さらに、経済的に安定した環境で学修できるよう、負担軽減制度の適切な運用に努める。

また、多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて、社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (4) 学生への支援 イ学修・生活支援

① 学生が心身の健康を維持・増進していけるよう適切な支援を行う。② 障害のある学生、外国人留学生、LGBTQ+など多様な学生の学修・学生生活について適切な支援を行う。③ 特に障害のある学生については合理的配慮を行う。④ 全学生を対象に、人々の多様性を受け入れる態度の醸成を図る。【18】

■ 年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 6 年 度	・生活習慣病予防やメンタルヘルス、禁煙教育等の健康教育のほか、新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえた感染予防のための健康教育等を実施する。 (①)	【健康支援室】 ・学校保健計画に基づき学生の定期健康診断を実施し、疾病の早期発見や生活習慣の見直しなど個別に保健指導を行った。 ・禁煙教育として禁煙セミナーを実施し、健康診断で喫煙歴のある学生に対しては禁煙指導を行った。 ・感染予防については、新学期オリエンテーションやおたよりによる注意喚起を行った。	III		
	・心身の不調、不安やストレスを抱える学生の早期把握に努め、セルフケアを促進できるような支援を提供する。 (①)	【看護】 ・教務ワーキンググループと連携し、スタートアップセミナー担当教員による1年次学生への個別面談を2回/年行い、状況把握と支援を実施した。 【事業】 ・学生相談室、事務局と連携して、不安やストレスを感じている学生の支援を実施した。 【食産】 ・学生委員や担任を中心とし、欠席状況等から心身の不調、不安やストレスを抱える学生の早期把握に努め、必要な学生に対しては学生相談室や事務局と連携して支援を提供した。 【健康支援室】 ・ストレスセルフチェックでハイリスクの学生への個別指導やストレスへの対処方法についておたよりを配信し、学生の個別相談に対応した。			
	・休学者、退学者について原因の分析を行い対策を講じる。 (①、②)	【看護】 ・適宜、学生相談室と連携し、個別面談を通して学生の状況を把握した。学生及び家族との話し合いの中で休学、退学の原因把握を行い、学生がより良い選択を行えるように支援した。 【事業】 ・個別に面談をして休学と退学の原因把握に努めた。退学の場合は本人だけでなく家族が納得するまで、学生相談室と連携して面談を実施した。 【食産】 ・休退学を希望する学生と個別に面談をすることでその原因を把握、分析し、学生が納得してより良い選択ができるように努めた。			
	・障害のある学生やLGBTQ+の学生、社会人学生、外国人留学生など多様な学生の支援ニーズの把握に努め、支援体制について適宜修正を図り、適切な支援を行う。 (②)	【看護・事業・食産】 ・学生からの相談や実習担当教員及び学生相談室からの情報に基づき、合理的配慮を含む支援ニーズの把握や支援内容の見直しを行い、支援体制を整備するとともに、困難を感じている学生へ具体的な支援を行った。 ・障害のある学生に対する修学支援やキャリア支援のあり方を検討するため、SSCとCICの共催で、先進的な取組を行っている富山大学から講師を招聘し、FDを開催した。			

	・障害のある学生等支援の必要な学生に対して適切な支援を行う。 (③)	【看護・事業・食産】 ・特性上、授業や実習において困難が生じる危険性の高い学生に対して、「合理的配慮の提供フロー」に基づき、必要な配慮が速やかに行われるよう学群内、相談室、事務局との調整を図り、決定した配慮内容を科目担当教員に周知、依頼することで適切な支援を行った。	
	・多様性を尊重する態度の醸成に向け、学生等に対して啓蒙活動を実施する。 (④)	【全学】 ・多様性の尊重や他者理解の重要性について学生に考えさせる機会を提供するため、昨年度に引き続き、春のコンボケーションデイにおいて、ブラインドサッカー体験を実施した。 ・秋のコンボケーションデイにおいても、多様性を尊重する態度を醸成するために、他学群学生の視点や食の多様性に触れるグループ活動を実施した。	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■ 中期計画番号 19

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標

イ 学修・生活支援

学生が自己の学修成果を的確に把握することにより、更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに、健康で充実した学生生活を安心できる環境で送ることができるよう、相談体制の強化、健康管理や課外活動の支援を行う。さらに、経済的に安定した環境で学修できるよう、負担軽減制度の適切な運用に努める。

また、多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて、社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (4)学生への支援 イ学修・生活支援

① 国の修学支援制度や本学独自の授業料減免制度、各種奨学金制度の紹介など、経済的に問題を抱える学生への支援を行う。【19】

■ 年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年 度	・国の修学支援制度や本学独自の授業料減免制度等について、ウェブサイトやメール等の多様な手段で周知を図るとともに、修学支援制度の利用学生については、卒業まで支援が継続できるよう、学群と事務局が連携し、適切な支援を提供する。 (①)	【事務局】 ・修学支援制度や本学独自の授業料減免制度については、適時・適切な案内を行い、学生への支援を行ったほか、奨学金在学採用説明会を10回、ほかに個別説明を計46人に実施し、推薦から採用の手続をスピーディーに進めた。また、日本学生支援機構以外の給付奨学金も案内が届くとすぐに周知し、教員からの推薦を得て、7団体計15名の採用を得た。個々の学生の事情をよく聞いて親身に対応し、奨学生の採用・継続につなげることができた。 【看護】 ・日本学生支援機構からの警告対象となる学生は見られなかった。機構以外の奨学金を希望する学生と面談、推薦を行い、採用につながるよう事務局とともに支援した。 【事業】 ・日本学生支援機構から警告を受けた学生に対し、面談を行い奨学金が継続できるよう指導をした。その他の奨学金も事務局と連携して面談、推薦を行い、採用につながるよう支援した。 【食産】 ・日本学生支援機構奨学金については、適格認定において警告等の認定を受けた学生に対して面談を行い、奨学金が継続されるように必要な指導をした。その他の奨学金についても、周知と受付を行い、学群内で選考や推薦が必要なものについては速やかに対応をした。	III		
	・授業料の納付が遅れる傾向のある学生に対して、学群と事務局が連携し、個別面談等を通して経済状況、修学状況、アルバイト状況等を把握し、適切に対応する。 (①)	【事業】 ・授業料の納付が遅れている学生について、事務局と連絡を密にして相談体制を強化し、自宅訪問等を行い、授業料の未納を防いだ。 【食産】 ・納付が遅れている学生について事務局と情報を共有し、個別面談等により経済状況等を確認した。			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 20

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標

ロ キャリア形成支援

希望する進路を実現するため、学生へのきめ細かな就職支援や進学指導を行う。

※英数字は半角で、「読点」は「・」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (4)学生への支援 ロキャリア形成支援

①企業や自治体、医療機関等が求める人材や学生の価値観・就労観の多様化に対応し、学生自らが希望する進路において必要とされる資質や能力を意識し、主体的かつ自律して行動できるようなキャリア形成支援を実施する。②また、学生の特性に合わせた個別支援も強化することで、不本意な就職等を削減する。③地域の企業や医療機関等との連携を更に拡充し、関連する地域情報を提供するほか、卒業・修了者のUターン支援や公務員試験対策などを充実させて県内定着を促進する。【20】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（20～21）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
	A	A	A							
R 6 年 度	・キャリア・インターンシップセンター（CIC）と担当事務局、キャリア開発室の進路指導員、各学群キャリア担当教員が、学生、企業や自治体、医療機関等の情報を共有するとともに、キャリア科目やインターンシップ科目の講義を効果的に利用し、また、ゼミ（研究室）や領域の担当教員と連携強化して、学生のキャリアプランの実現を一層効率的に支援する。また、他の部局との連携を強化促進して、学生教育を行う。	・太白キャンパスでは毎週1回、大和キャンパスでは看護及び事業構想両学群のワーキンググループで定期的にミーティングを開催し、関係者間で学生や企業等に関する情報共有を行った。ゼミの指導教員等とも連携し、学生の状態や進路状況をきめ細かく把握した。 ・ミーティングの内容をキャリア科目やインターンシップ科目の講義に反映するとともに、講義やゼミの機会を活用し、企業の紹介や正課外の学内セミナー周知を行うなど、学生の就職活動に資する情報や機会を効率的に提供した。 ・スチューデントサービスセンターと合同でFDを開催し、障害のある学生の支援について教職員の理解を深めたほか、学生相談室と連携し、困難を抱える学生に対してきめ細かな支援を行った。	Ⅲ							
	・情報戦略推進室の取組と連携し、入学後の学びと卒業後の就労状況との関係についての分析を進める。その結果を踏まえて、キャリア・インターンシップ開発指導に活かす取り組みを行う。そして、効果的な進路指導を行う。	・学生の進路状況に関する情報を収集し、情報戦略推進室と共有するとともに、分析に係る基礎データを作成した。 ・過去に実施した学生へのアンケート結果によると、卒業後の進路に対する目的意識が高く、早期に活動を始めた学生ほど進路決定の満足度が高い傾向があることから、学生に対する早期の意識付けを図った。								
	・キャリア教育及びインターンシップの取組を一体なものとして学生を指導し、担当者間の連携と理解を強化する。また、企業の取組や採用動向に関する情報を広く集め、インターンシップへの参加を促進してミスマッチングを低減化した進路選択をするように学生を指導しつつ、外部による自己分析や問題解決能力の診断等を活用して効果的な就職活動を行うことを指導する。さらには、業界研究セミナーやガイダンスを対象学年に応じて効果的に開催する。企業や医療機関等を訪問し、採用活動状況等の情報を収集する。	・定期的に開催しているミーティングにおいて、担当者間で情報の共有や指導内容の調整を行い、キャリアとインターンシップを一体なものとして学生を指導するとともに、キャリア形成におけるインターンシップの重要性を指導した。 ・「企業の採用動向に基づいたインターンシップへの参加」をテーマとした学内セミナーを実施し、学生にインターンシップへの参加を促した。 ・民間企業のサービスを活用した自己分析の支援やエントリーシートの添削指導等を実施し、就職活動において学生に必要なスキルの習得を支援した。 ・各キャンパスで企業等を招聘した合同業界研究セミナーを実施し、大和会場（12月）では243名、太白会場（11月）では134名の学生が参加した。 ・宮城県内の企業等を訪問し、採用活動に係る情報収集を行うとともに、学内における取組への協力依頼を行った結果、県内企業等を中心とした学内説明会を開催することができた。								
	・遠隔形式を取り入れた就職活動について、講義やキャリア開発室を通じてより充実した指導を行う。また、大学の方針に沿って、インフルエンザ等の感染症を予防し、健康状態を保ちながらの就職活動法を引き続き指導する。	・キャリア開発室による個別面談や選考対策支援等において、オンライン面談における話し方や目線の高さ等を学生に指導し、遠隔形式の就職活動への対応力向上を図った。 ・インフルエンザ等の感染症を予防し、健康を維持しながら就職活動を行うよう学生に指導した。								
	・導入したキャリアタスUCの利用について一層の促進を図り、進路カードや就職活動状況に関する情報を迅速かつ確実に収集する。また、その利用方法に関する指導を学生と教職員へ行う。	・キャリア開発室や教員から、キャリアタスUCの利用を学生に案内するとともに、就職活動や進路決定の状況を入力するよう定期的に働きかけた。 ・キャリアタスUCの活用や指導教員との連携等により、学生の就職活動状況を早期に把握し、進路未決定の学生に対する支援を重点的に実施することができた。								

	・地元企業団体や医療機関との連携等を通じて、地元就職率の向上、Uターン支援の強化を図る。また、関連イベントを企画開催し、本学ウェブサイトや関連サイトなどを通じて本学の取り組みを卒業生などにPRする。	・宮城県内の企業や医療機関、行政機関等と連携し、学内説明会を開催するなど、県内の企業等から学生へ情報を伝える機会を設けることで、地元就職率の向上を図った。 ・宮城県内就職率（令和6年度卒業生実績）： 52.5%（看護73.6%、事業構想53.3%、食産業34.3%） ※宮城県内就職率（令和5年度卒業生実績）： 47.1%（看護69.3%、事業構想43.8%、食産業35.1%） ・本学ウェブサイトへの情報掲載のほか、パンフレットの配布等を通じて、卒業生や保護者、企業等へ本学の取組を発信した。	
	・公務員試験や国家資格試験に向け、学生のニーズを的確に捉え、外部講師を活用した学内講座等を効果的、効率的に実施する。また、公的機関へのインターンシップ参加や動機づけを促進するとともに、若手公務員や医療従事者との交流の場を企画開催する。	・外部講師を活用し、学内において、公務員試験対策講座や面接、論文の個別指導、国家試験対策講座や模試を実施した。 ・行政機関を招聘した学内説明会の開催やインターンシップ情報の提供、医療機関へ就職した卒業生との交流の機会を設けるなど、行政機関や医療機関に興味のある学生の就職意欲を高めるための取組を実施した。	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 21

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標

ロ キャリア形成支援

希望する進路を実現するため、学生へのきめ細かな就職支援や進学指導を行う。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (4)学生への支援 ロキャリア形成支援

① 本学独自の実践的インターンシップなどを活用し、環境変化に柔軟に対応できる人間力の育成を図るとともに、② 地域社会の「価値創出」にも資する教育プログラムの更なる発展に向けて、企業や自治体、医療機関等との情報交換・連携の充実を図る。【21】

[指標] 卒業生就職率 (100%/年)

[指標] 看護師国家試験新卒合格率 (100%/年)

[指標] 保健師国家試験新卒合格率 (100%/年) (※【20】 【21】を合わせたロ キャリア形成支援 全体の指標)

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年度	・協力いただける受入企業等との連携関係を基に、学生の視野拡大や実務能力の向上を図る。具体的には、講義への出講、企業や自治体、医療機関等が行っているインターンシップ等の具体的紹介や参加促進を行う。(①)	・学内に寄せられた企業や行政機関等のインターンシップの情報について、インターンシップ科目の講義等で学生へ提供した。また、宮城県内の企業等へ訪問し、本学のインターンシップ科目への協力依頼を行った結果、企業や行政機関等において、本学学生のための独自のインターンシッププログラムが実現した。 ・食産業学群では、3年生必修科目「キャリアインターンシップ」を開講し、履修者全員が5日間程度のインターンシップに参加した。また、宮城県内を中心としたインターンシップ先の受入調整を学群の所属教員と連携して行った。	III		
	・これまで動画教材として制作した上級生のインターンシップ経験談等を追加制作して蓄積を図り、積極的に講義の内外で学生が学べるようにする。(①)	・コロナ禍が収束したことにより、動画教材の需要が低減したことから、代わりに、正課外においてインターンシップに係る学内セミナーを実施し、インターンシップへ参加する意義や企業等の選び方、選考対策、参加後の振り返りの方法等を学生へ指導した。			
	・研究室や学群、学類が有している産官学連携・地域連携関係を基に、従来からの学外研修（インターンシップ・アドバンスコース）との連携も意識しつつ、行政が企業を集めて主催するインターンシップを低学年から積極的に展開する。また、このような活動の促進に役立つ学外の動向を調査する。(②)	・宮城県や仙台市と密に情報交換を行いながら、宮城県や仙台市が企業を集めて実施するインターンシッププログラムを学生へ広く周知した。また、複数の民間企業が共催するインターンシッププログラムについても情報収集を行い、学生へ参加を促した。			
	・本学の採用人数の多い・協力関係にある企業の人事部に依頼して、業務やインターンシップについて解説していただく教材を制作する。また、行政や地元企業との連絡を図りながら、低学年からのインターンシップ・パスツアーを継続・発展させることで、学生のインターンシップ早期教育に加えて、地元企業のインターンシップ改善・強化の機会となるように推進する。(②)	・宮城県内の企業を訪問し、業務やインターンシップの内容について同「インターンシップ発見パスツアー」を2度実施し、延べ28名の学生が参加した。訪問先の企業については、インターンシップの強化に取り組んでいる企業を宮城県から推薦していただき、計8社へ訪問した。			
	[指標] 卒業生就職率 (100%/年)	・卒業生就職率 99.7%			
	[指標] 看護師国家試験新卒合格率 (100%/年)	・看護師国家試験新卒合格率 97.8%			
	[指標] 保健師国家試験新卒合格率 (100%/年)	・保健師国家試験新卒合格率 100%			

第1 教育研究の質の向上	【重点目標】 地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。
2 研究に関する目標	
全体的な状況	
「研究推進・地域未来共創センター」稼働4年目となる令和6年度は、外部資金獲得の高まりを受けて、研究推進におけるURA機能を更に強化するとともに、科研費等研究資金の獲得に向けた勉強会を開催することで、外部資金獲得額の増加とポストアワードの体制強化に努めた。また、令和5年度に引き続き、学内の研究力強化に向け、科研費獲得に向けた勉強会を開催したほか、若手教員を対象に研究計画の立案等のワークショップを含むセミナーを新たに企画・開催した。また、過去の勉強会の動画をアーカイブとして教職員が閲覧できる環境を整備した。さらに、「宮城大学研究・共創フォーラム」を議会の開催される9月を避け8月に前倒して開催したことにより、県内外広域の自治体から関心を寄せていただき、今後の連携可能性が高まった。	
教育研究の質の向上（研究に関する目標）に関する特記事項	
1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目） - JSTの大型受託研究が継続しており、人員を増強することでポストアワードの体制強化を行った。スタートアップに関連する研究資金の獲得に向けた環境整備を行い学内の体制構築を行うとともに、スタートアップに関連する研究資金獲得支援を行った。 - 研究資金の獲得に向けた勉強会については、昨年度に引き続き科研費獲得に向けた勉強会を開催し学内教員44名が参加したほか、若手教員を対象に研究計画の立案等のワークショップを含むセミナーを新たに企画・開催し、教職員25名が参加した。また、過去の勉強会の動画をアーカイブとして教職員が閲覧できる環境を整備した。 - 学都仙台・宮城サイエンスデイやビジネスマッチ東北2024等のシーズ展示イベントへの参加を通じ、東北経済産業局長賞やJST理事長賞等を受賞するとともに、出展企業からの申し出による連携企画、学術指導等の新たな連携実績が創出された。 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組 - 研究者が自身の研究の公正性を主張できるよう、また、学問研究の発展と社会への還元・実装に向け研究データを公開し活用できるよう、令和6年度中に「宮城大学研究データ管理・公開ポリシー」を整備し、運用を開始した。 - 令和5年度に引き続き、「宮城大学研究・共創フォーラム」を対面とオンラインでのハイフレックス形式で開催した。今年度は地方自治体の長を招き当該自治体と本学との連携に関する基調講演及び情報提供を行うとともに、学内教員6名が主に地域・地方をテーマとした研究成果の発表を行うなど、自治体職員をメインターゲットとして今後の連携に結び付けることを企図した。事前の周知やテーマ設定を強化したことにより、学内外から227名の出席（昨年度190名）があり、地方自治体からの参加者も57名（昨年度37名）と、県内外広域の自治体から関心を寄せていただき、今後の連携可能性が高まった。 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項 〔指標〕教員一人あたりの研究成果発表件数（1.5件／年 令和6年度） 附属資料27ページ参照 〔指標〕外部資金獲得総額（210,630千円／令和6年） 附属資料28ページ参照 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目） - なし 5 その他、法人が積極的に実施した取組 「研究成果公開促進助成制度」について年度当初から継続的に周知を行い、4回の募集期間で13件の申請があり557,295円の助成を行った。昨年度実績は290,559円であり、昨年度の実績を大幅に上回った。また、引き続き特許の取得情報等、知的財産に関する情報発信も迅速に行った。 - 研究成果の知財化に向け、技術移転機関や弁理士事務所、（独）工業所有権情報・研修館等といった専門機関と連携し、特許出願、市場調査、規程整備等を円滑に実施した。	
【評価委員会による意見記載欄】	

■中期計画番号 22

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

2 研究に関する目標

【重点目標】

地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。

社会や時代の要請を的確に把握するとともに、競争的研究資金など外部資金を獲得しながら、地域に貢献する大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、教員の研究者としての能力を高めるため、研究業績の評価システムの改善に努めるなど、これまで以上に社会的に評価されるよう、研究水準の向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「・」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 2研究

①創造性・卓越性に優れた研究成果の創出に向けた取組を行うとともに、②学系横断的な専門分野の融合など本学ならではの優位性・独自性を有する研究を推進する。③また、社会や時代の要請を的確に把握しながら、実践的な研究に取り組むとともに、世界及び地域に貢献する研究を推進し、その発展に寄与する。【22】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（22～24）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
A	S	S								
R 6 年 度	・研究推進・地域未来共創推進費を活用し引き続き研究力強化に資する取組を実施する。また、推進費の予算の考え方について見直しを行い、より研究の推進に寄与する制度の在り方について検討する。（①②③）	・研究推進・地域未来共創推進費を活用した「研究成果公開促進助成制度」を引続き実施した。加えて、令和6年度は、本予算を活用して、研究倫理プログラムの内容を補強し、対象となる全教職員がプログラムを受講した。 ・研究不正防止及びオープンサイエンス推進の観点から、研究データの適切な管理が求められている。研究者が自身の研究の公正性を主張できるよう、また、学問研究の発展と社会への還元・実装に向け研究データを公開し利活用できるよう、令和6年度中に「宮城大学研究データ管理・公開ポリシー」を整備し、運用を開始した。令和8年度に行われる動物実験に関する外部検証に対応するため「公立大学法人宮城大学微生物安全管理規程」を整備した。	III							
	・本学の特色を生かし、地域の発展に寄与する研究成果を創出するため、特別研究費等制度の見直しを含めた適切な制度設計について検討する。（①②③）	・令和6年度特別研究費の審査（令和5年度末に審査）の基本的な考え方では、中期目標の達成に資する研究課題を選定する旨を新たに明示し、評定要素についても詳細に定めた。令和6年度は新たな評定要素に基づき採択された研究を実施したところである。								
	・学系横断的な研究や本学で重点的に推進する取組などを「宮城大学研究・共創フォーラム」の開催等により学内外の関係者に効果的に周知し、教員同士や学外者との更なる連携につなげる。（①②③）	・令和5年度に引き続き、「宮城大学研究・共創フォーラム」を対面とオンラインでのハイフレックス形式で開催した。今年度は地方自治体の長を招き当該自治体と本学との連携に関する基調講演及び情報提供を行うとともに、学内教員6名が主に地域・地方をテーマとした研究成果の発表を行うなど、自治体職員をメインターゲットとして今後の連携に結び付けることを企図した。事前の周知やテーマ設定を強化したことにより、学内外から227名の出席（昨年度190名）があり、地方自治体からの参加者も57名（昨年度37名）と、県内外広域の自治体から関心を寄せていただき、今後の連携可能性が高まった。								

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 23

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

2 研究に関する目標

【重点目標】

地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。

社会や時代の要請を的確に把握するとともに、競争的研究資金など外部資金を獲得しながら、地域に貢献する大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、教員の研究者としての能力を高めるため、研究業績の評価システムの改善に努めるなど、これまで以上に社会的に評価されるよう、研究水準の向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 2研究

①積極的に国内外の学術誌への論文掲載や学会での発表を推進し、研究成果を発信する。【23】

〔指標〕教員一人あたりの研究成果発表件数(2件／年 令和8年度)

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年 度	・「宮城大学研究・共創フォーラム」の実施内容について、令和5年度のアンケート結果や参加状況等を踏まえ実施時期や実施内容等を見直し、より効果的な研究成果の発信方法を検討する。(①)	・昨年度の結果を踏まえ、令和6年度「宮城大学研究・共創フォーラム」は、地方自治体の長を招き当該自治体と本学との連携に関する基調講演及び情報提供を行うとともに、学内教員6名が主に地域・地方をテーマとした研究成果の発表を行うなど、自治体職員をメインターゲットとして今後の連携に結び付けることを企図した。(No22の再掲) ・議会の開催される9月を避け8月に前倒して開催した。事前の周知やテーマ設定を強化したことにより、学内外から227名の出席（昨年度190名）があり、地方自治体からの参加者も57名（昨年度37名）と、県内外広域の自治体から関心を寄せていただき、今後の連携可能性が高まった。(No22の再掲) ・学都仙台・宮城サイエンスデイやビジネスマッチ東北2024等のシーズ展示イベントへの参加を通じ、東北経済産業局長賞やJST理事長賞等を受賞するとともに、出展企業からの申し出による連携企画、学術指導等の新たな連携実績が創出された。	III		
	・「研究成果公開促進制度」を年度当初から積極的に周知・支援するとともに、オープンアクセスに対応するための助成上限額の引上げ等の検討を進める。また、引き続きウェブサイト上での研究成果や知的財産に関する情報発信を推進する。(①)	・「研究成果公開促進助成制度」について年度当初から継続的に周知を行い、4回の募集期間で13件の申請があり557,295円の助成を行った。昨年度実績は290,559円であり、昨年度の実績を大幅に上回った。また、引き続き特許の取得情報等、知的財産に関する情報発信も迅速に行った。			
	〔指標〕教員一人あたりの研究成果発表件数（1.5件／年 令和6年度）	・教員一人あたりの研究成果発表件数（1.5件／年 令和6年度）			

■中期計画番号 24

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

2 研究に関する目標

【重点目標】

地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。

社会や時代の要請を的確に把握するとともに、競争的研究資金など外部資金を獲得しながら、地域に貢献する大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、教員の研究者としての能力を高めるため、研究業績の評価システムの改善に努めるなど、これまで以上に社会的に評価されるよう、研究水準の向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 2研究

①地域連携を含めた研究支援体制の強化を図り、②外部資金の獲得や③研究成果の戦略的な知財化、④企業や外部機関等との更なる連携を推進する。

〔指標〕 外部資金獲得総額（2億3,600万円／年 令和8年度） 【24】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 6 年 度	・ 外部資金獲得の高まりを受けて、研究推進におけるURA機能を更に強化するとともに、科研費等研究資金の獲得に向けた勉強会を開催することで、外部資金獲得額の増加とポストアワードの体制強化に努める。 （①②）	・ JSTの大型受託研究が継続しており、人員を増強することでポストアワードの体制強化を行った。スタートアップに関連する研究資金の獲得に向けた環境整備を行い学内の体制構築を行うとともに、スタートアップに関連する研究資金獲得支援を行った。 ・ 研究資金の獲得に向けた勉強会については、昨年度に引き続き科研費獲得に向けた勉強会を開催し学内教員44名が参加したほか、若手教員を対象に研究計画の立案等のワークショップを含むセミナーを新たに企画・開催し、教職員25名が参加した。また、過去の勉強会の動画をアーカイブとして教職員が閲覧できる環境を整備した。		IV	
	・ 研究成果の社会実装を戦略的に展開するため、研究成果の知財化、企業への技術移転に関する業務において外部専門機関を活用する等、効率的な推進を図る。また、スタートアップ支援体制を新たに構築し、大学発ベンチャーに向けた支援を行う。（③）	・ 研究成果の知財化に向け、技術移転機関や弁理士事務所、（独）工業所有権情報・研修館等といった専門機関と連携し、特許出願、市場調査、規程整備等を円滑に実施した。 ・ スタートアップ支援体制構築の一環として、大学発スタートアップの認定に関する規程、株式等の取得等に関する規程を整備した。			
	・ 地元企業等の外部機関との連携を加速するため、学内研究シーズと社会ニーズの把握に努め、企業訪問やマッチングイベントを通して、学内研究シーズの積極的な情報発信と連携機会の創出を行う。大学間連携を推進し、共同研究による社会ニーズへの対応を図る。 （④）	・ 学都仙台・宮城サイエンスデイやビジネスマッチ東北2024等のシーズ展示イベントへの参加を通じ、東北経済産業局長賞やJST理事長賞等を受賞するとともに、出展企業からの申し出による連携企画、学術指導等の新たな連携実績が創出された。（No23の再掲）			
	〔指標〕 外部資金獲得総額 （210,630千円 令和6年度）	・ 外部資金獲得総額 （229,046千円 令和6年度）			

第1 教育研究の質の向上	【重点目標】 教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。
3 教育研究環境の整備に関する目標	

全体的な状況

第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事について、全体的な事業組み替えも行いつつ、資材高騰や労務単価の上昇の中、施設整備計画に基づき実施した。

更新を計画していた高額な実験実習機器については、仕様検討や機器選定に時間を要し、政府調達案件のため入札に係る事務処理の期間が必要であったことから、令和6年度後半の入札及び契約となり、また、海外からの輸入品であるため機器調達までに時間を要することから、令和7年度の納品となっている。

学術情報に関する事業としては、令和6年9月末に宮城大学研究ジャーナル4巻1号を発行した。また、オンラインメディア（ポッドキャスト番組）の配信は、今年度4回実施した。内容は、新入生に勧める図書についてや、「六限の図書館」のトークイベントの内容を配信したものとなった。今年度配信した4回分の合計再生回数は333回（3月末時点）となった。

教育研究の質の向上（教育研究環境整備に関する目標）に関する特記事項

1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評価が「Ⅳ」の項目）

- なし

2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

- 大規模修繕工事（11件）について、全体的な事業組み替えも行いつつ、資材高騰や労務単価の上昇の中、施設整備計画に基づき実施した。
- 図書館活用促進事業であるイベント「六限の図書館」を年4回（Vol. 23～26/Vol. 26は両キャンパスで開催し、実質では大和で3回、太白で2回）実施した。
- 令和6年9月末に宮城大学研究ジャーナル4巻1号を発行した。エントリーは35件、その中で掲載に至ったのは19件となった。エントリー件数は年々増加傾向にあり、各学群からも満遍なく投稿されるようになった。公開してから3月末時点での4巻1号のダウンロード数は3,652件に達しており、ジャーナル全体のアクセス数も順調に増加している。

3 過年度との数値による実績対比が可能な事項

- なし

4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評価が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

- なし

5 その他、法人が積極的に実施した取組

- 太白キャンパス図書館の施設設備の老朽化・書庫狭隘化を受け、閲覧室に回転式書架を導入し、文庫本約700冊を収納した。空いたスペースには、新たに約300～350冊の図書が収納できる見込みである。
- 令和6年度特別研究費及び国際研究費（令和5年度末に審査）の申請書様式について、現行の科研費研究計画調書に準じる形に修正し審査項目についても見直しを行った。令和6年度は新たな審査項目に基づき採択された研究を実施しているところである。

【評価委員会による意見記載欄】

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 25

■中期目標(中間案)(宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」:地方独立行政法人法第25条、第78条)

第2 教育研究の質の向上に関する目標

3 教育研究環境の整備に関する目標

【重点目標】

教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。

教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また、新たに整備した各コモンズ、デザイン研究棟等の施設を最大限、効果的に活用する。さらに、研究水準の向上を図るため、研究費の効率的な配分に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画(法人が策定する「中期目標を達成するための計画」:地方独立行政法人法第26条) 第1教育研究 3 教育研究環境の整備

❶老朽化、陳腐化した施設及び大型実験機器等の整備・更新を計画的に進め、教育研究環境の維持・向上に努める。【25】

■年度計画(中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」:地方独立行政法人法第27条)

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（25～27）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A	A				
R 6 年 度	・第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャンパス7件、太白キャンパス4件）を実施する。また、キャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ、教育研究環境の向上等に向け、令和7年度の施設・環境整備費対応案件を精査する。（①）	・大規模修繕工事（11件）について、全体的な事業組み替えも行いつつ、資材高騰や労務単価の上昇の中、施設整備計画に基づき実施した。坪沼農場の倒木対応や令和5年豪雨災害復旧工事などの緊急性の高い工事も着実に実施したが、優先して実施する必要があったため、工事実施設計業務（5件）のうち1件については、発注までに至らなかった。また、キャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ、教育研究環境の向上等に向け、令和7年度の施設・環境整備費対応案件を精査した。	III							
	・各学群等で教育研究環境充実に取り組むため必要となる大型実験機器等の整備、更新について、適切に予算化し、計画的に更新を進める。（①）	・更新を計画していた高額な実験実習機器については、仕様検討や機器選定に時間を要し、政府調達案件のため入札に係る事務処理の期間が必要であったことから、令和6年度後半の入札及び契約となり、また、海外からの輸入品であるため機器調達までに時間を要することから、令和7年度の納品となっている。								

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 26

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

3 教育研究環境の整備に関する目標

【重点目標】

教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。

教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また、新たに整備した各コモンズ、デザイン研究棟等の施設を最大限、効果的に活用する。さらに、研究水準の向上を図るため、研究費の効率的な配分に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 3 教育研究環境の整備

①資料整備方針に基づき、教育・研究資源としての所蔵資料の充実を図り、電子化・環境整備・ソフト事業等によって資料の利活用を支援する。②本学の研究とその成果を学内外に向けて公開・発信するための機能と体制を整備し、研究と研究交流を支援する。③領域を超え地域にも開かれた学びの場として図書館環境を整備し、図書館利用促進事業等による機能向上を図る。【26】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年 度	・資料整備方針・資料選定基準に沿って、適切かつ効果的な蔵書管理・資料整備を行う。（①）	・本学の資料整備方針に沿った各学群・群選定により専門性の高い資料の収集・整備を行うため、年2回の学群選定を実施した。 ・学群選定と並行して、教養や時事に関する幅広い分野の資料を収集するため、オンラインによる見計らい選書を試行的に1回（2月）実施し、66冊を購入するに至った。	III		
	・令和5年度に実施した令和6年度の電子ジャーナルや学術洋雑誌の見直しに引き続き、令和7年度に向けた海外のデータベースを含めた資料の在り方について、さらに調査・議論を進め、見直し・検討を継続する。教員・学生の教育・研究を支援するため、本学の専門性に沿った適切なツールの検討・提供に努める。（①）	・洋雑誌・電子ジャーナルについては、令和6年度より継続して検討した結果、令和7年度の契約を大幅に見直し、学術洋雑誌の個別タイトルやパッケージ契約の一部を中止した。 ・洋雑誌・電子ジャーナルパッケージの契約中止によるフルテキストコンテンツの減に代わるものとして、教員や学生の教育・研究を支援するツールの導入を検討し、令和7年度より引用文献データベースを導入することとした。			
	・宮城大学研究ジャーナルを定期的に発行し、本学の研究成果の継続的な発信に努める。出版会としては、本学ならではの出版や研究発信の在り方について、議論・検討を継続する。（②）	・令和6年9月末に宮城大学研究ジャーナル4巻1号を発行した。エントリーは35件、その中で掲載に至ったのは19件となった。エントリー件数は年々増加傾向にあり、各学群からも満遍なく投稿されるようになった。公開してから3月末時点での4巻1号のダウンロード数は3,652件に達しており、ジャーナル全体のアクセス数も順調に増加している。			
	・太白キャンパス図書館の施設設備の老朽化・書庫狭隘化を受け、環境整備のための対策を検討・実施する。（③）	・狹隘化対策として、以下を実施予定である。 ①書庫の集密書架及び閲覧室に配架していた新聞縮刷版5紙（各16年分）については、大和でも所蔵していることとデータベースでの情報取得が可能であるため、年度末までに廃棄を実施した。 ②①の廃棄によって空いたスペースには、閲覧室に配架していた古い雑誌や年次資料を格納予定である。同時に、洋雑誌の購読中止を受け、雑誌架全体を整理し、ほかの資料を配架できるよう利活用を検討する。 ③閲覧室に回転式書架を導入し、文庫本約700冊を収納した。空いたスペースには、新たに約300～350冊の図書が収納できる見込みである。			
	・図書館活用促進事業については、コロナにより自粛をしていた対面型のイベント「六限の図書館」の開催を中心に、オンラインメディア（ポッドキャスト番組）の配信も継続し、ハイブリッドな情報発信による利用促進を図る。（③）	・図書館活用促進事業であるイベント「六限の図書館」を年4回（Vol. 23～26/Vol. 26は両キャンパスで開催し、実質では大和で3回、太白で2回）実施した。昨年まではコロナの影響もあり開催が難しかったが、5年ぶりに対面での開催を再開、本学教員や卒業生の著書を取り上げてのトークイベントや東北大学・せんだいメディアテークと連携した上映企画の実施、1月の地震、9月の集中豪雨により大きな被害を受けた石川県能登半島のドキュメンタリー映画の上映を行い、メディア取材・報道にも取り上げられるなど、意義ある企画を実施することができた。 ・オンラインメディア（ポッドキャスト番組）の配信は、今年度4回実施した。内容は、新入生に勧める図書についてや、「六限の図書館」のトークイベントの内容を配信したものとなった。今年度配信した4回分の合計再生回数は333回（3月末時点）となった。			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 27

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

3 教育研究環境の整備に関する目標

【重点目標】

教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。

教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また、新たに整備した各コモンズ、デザイン研究棟等の施設を最大限、効果的に活用する。さらに、研究水準の向上を図るため、研究費の効率的な配分に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 3 教育研究環境の整備

①特別研究費及び国際研究費等の配分に当たっては、研究内容や外部資金獲得の可能性、若手研究者育成の観点などから審査を行い、配分を決定する。②基礎的研究費を含め、研究費については、適切な配分を目指す。【27】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 6 年 度	・令和6年度に変更した特別研究費及び国際研究費の申請書及び審査項目について、適切な配分に繋がっているのか検証を行い、必要に応じて見直し等検討を行う。（①）	・令和6年度特別研究費及び国際研究費（令和5年度末に審査）の申請書様式について、現行の科研費研究計画調書に準じる形に修正し審査項目についても見直しを行った。令和6年度は新たな審査項目に基づき採択された研究を実施しているところである。	III		
	・基礎的研究費の配分方法、配分金額、使途について検討し、必要に応じて見直しを行う。（②）	・12月に開催した研究委員会にて、各種検討を行った。			

第2 地域貢献等	【重点目標】 県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。
全体的な状況	地域に開かれた大学として、本学の有する研究成果等の知的資源を地域社会に還元するため、本学の研究シーズに重点化したオンライン公開講座や社会人のニーズにも対応したシンポジウム・セミナー等を企画・開催した。また、企業や自治体等との連携を一層強化するため、公益財団法人イオンワンパーセントクラブ、県立広島大学それぞれとの連携協定を締結した。 また、能登半島地震の支援活動に教員及び学生が参加する等、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行った。 そのほか、オーストラリアのリアル・アジア研修やデラウェア大学での海外フィールドワーク研修及びオランダでのヨーロッパ学外研修の実施、「宮城大学・JICA連携グローバル・プログラム」の開講等、グローバル人材育成の一環として様々な取組みを実施した。
地域貢献等に関する特記事項	1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目） ・ 柴田町・塩竈市等の自治体及び公益財団法人河川財団・公益財団法人イオンワンパーセントクラブ等からの受託事業を実施し、地域の活性化を支援した。 ・ 宮城県と連携し、リカレント教育を実施するため、「雇用創出・若者定着促進に係る協定」を締結した。 ・ KCみやぎ産学共同研究会事業に1件採択を受け、研究シーズを活用して県内企業の支援を行った。 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組 ・ デザインスタディセンターを活用し、本学学生ほか企業からの受講生が参加するDSCプログラムを開講した。これらの取組から日本デザイン振興会の「グッドデザイン賞」に「宮城大学デザインスタディセンター」が選定された。 ・ 自治体向けセミナーを開催し、総合計画の策定に向けた自治体職員の人材育成を図った。 ・ オーストラリアのリアル・アジア研修や海外フィールドワーク研修及びヨーロッパ学外研修（オランダ）では、受入先機関と調整の上、実施内容を一部見直したプログラムを提供し、グローバル人材の育成を図った。 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項 ・ [指標] 公開講座等への延べ参加者数（1,600人／年） 附属資料31ページ参照 ・ [指標] 市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年） 附属資料32ページ参照 ・ [指標] 市町村や企業等との連携事業・受託事業数（15事業／年 令和6年度） 附属資料32ページ参照 ・ [指標] 海外派遣学生枠（200人／年 令和8年度） 附属資料34ページ参照 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目） ・ なし 5 その他、法人が積極的に実施した取組 ・ 本学の研究シーズに重点化したオンライン公開講座や社会人（企業や自治体職員向け、看護職向け等）のニーズにも対応したシンポジウム・セミナー等を企画、開催した。 ・ セミナーやワークショップでの活用により、交流棟オープンスタジオPLUS ULTRA-の活用を促進した。 ・ JST STARTにおいて、能登半島支援プロジェクトを実施し、学内の学生4名が参加した。 ・ トビタテ！留学JAPANについて、説明会等に参加し、積極的な情報収集を行い、学内学生に周知を図った。 ・ 学生が参加できる質の良い研修地開拓の一環でグアム大学及び周辺関係機関の視察・協議を行った。 ・ 日本語学校等の外国人留学生を対象とした、キャンパスツアーを実施したほか、留学生向け進路イベントにも参加し、主体的に宮城大学のPR活動を行った。
【評価委員会による意見記載欄】	

■中期計画番号 28

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第3 地域貢献等に関する目標

1 地域貢献に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

(1) 地域社会への貢献

県民の高等教育機関としての役割を果たすため、質の高い教育機会を提供することとし、県内への優れた人材の供給に努めるとともに、積極的な県内就職先の開拓や、学生の県内就職に向けた意識の醸成に努める。
また、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会を充実し、生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。
さらに、地域課題の解決や地域の活性化などに積極的に取り組むとともに、大学施設を地域に開放する。

※英数字は半角で、「読点」は「・」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 1 地域貢献

①地域に開かれた大学として、本学の有する研究成果等の知的資源を地域社会に還元するため、住民を対象とした公開講座や企業や自治体に向けたセミナー等を開催するほか、②引き続き大学施設の地域開放に努める。

〔指標〕 公開講座等への延べ参加者数（1,600人／年） 【28】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（28～31）						
				R3	R4	R5	R6	暫 定	R7	
A	A	A								
R 6 年 度	・ 本学の研究シーズに重点化したオンライン公開講座、企業や自治体に向けたセミナー、看護人材育成のためのセミナー等を企画し開催する。 ❶	・ 本学の研究シーズに重点化したオンライン公開講座や社会人（企業や自治体職員向け、看護職向け等）のニーズにも対応したシンポジウム・セミナー等を企画、開催した。	Ⅲ							
	・ リカレント・リスキリングである地域包括ケアに係るみやぎテレナース育成プログラム、DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのDDXプログラム、食産業における専門知識・資格を身に付けるためのベーシック・アドバンスプログラムを推進する。 ❶	・ 看護学群による「みやぎテレナース育成プログラム」、事業構想学群による「DDXプログラム」を実施した。また、食産業学群については次年度開講に向けて宮城県との協議を進めた。								
	〔指標〕 公開講座等への延べ参加者数（1,600人／令和6年度）	公開講座等への延べ参加者数（9,801人（対面1,213人）／年 令和6年度）								
	・ パンフレットやシーズ集、活動報告書、ウェブサイト等へ活動状況や成果等を掲載することなどにより、本学の研究情報や地域共創の取組に関して効果的な情報の発信に努める。 ❶	・ 地域連携に関する活動の成果等を、本学ウェブサイトやメディア等にタイムリーに公開した。 ・ 研究・共創センターのパンフレット、活動報告書（600部）を発行し、関係機関に配布することで情報発信を行った。昨年度まで冊子としたシーズ集をWeb化し、電子媒体で発信することとした。								
	・ 交流棟オープンスタジオPLUS ULTRA-の活用を促進し、対面でのセミナーやワークショップのほか、オンラインを活用した学外者との交流拠点とする。 ❷	・ セミナーやワークショップでの活用により、交流棟オープンスタジオPLUS ULTRA-の活用を促進した。								
	・ デザインスタディセンターを活用し、他研究教育機関や企業等との協働によるオープンレクチャーやワークショップを企画・開催・情報発信することで、本学のデザイン教育・研究に関する認知度を高める。 ❷	・ デザインスタディセンターを活用し、本学学生ほか企業からの受講生が参加するDSCプログラムを開講した。これらの取組から日本デザイン振興会の「グッドデザイン賞」に「宮城大学デザインスタディセンター」が選定された。								

■中期計画番号 29

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第3 地域貢献等に関する目標

1 地域貢献に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

(2) 産学官の連携

大学が持つ教育・研究資源や成果を地域社会に還元するため、産学官連携の推進を大学の重要な社会的役割と位置付け、県内の産業界をはじめとした有機的なネットワークの充実に努めるとともに、地域のシンクタンクとしての役割も担うよう、県や県内市町村等との連携を積極的に進める。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 1 地域貢献

①地域課題等を把握し、地域や産業の活性化を図るため、企業や自治体等との連携を一層強化する。②また、企業や自治体等への訪問や相談を通して明らかになったニーズや課題に対応するため、地域連携や研究推進の支援体制を強化し、受託事業や受託・共同研究を実施するほか、③本学とすでに連携協定を締結している市町村等（14市町村及び14公的機関等〈令和2年度〉）との取組事業の充実を図るとともに、④新たな協定締結先の開拓に努める。【29】

〔指標〕自治体や企業等との連携件数

・市町村や企業等との連携事業・受託事業数（17事業／年 令和8年度）

・市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年 度	・企業や自治体への相談対応や訪問を通して地域課題等を把握し、地域や産業の活性化を図るため、企業や自治体等との連携を一層強化するとともに、自治体等からの依頼に応じて、各種委員会等の委員や講師等の派遣を行う。（①②）	・各種審議会への就任及び研修会等へ講師を派遣した。	IV		
	〔指標〕市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年）	・市町村等の各種委員・講師の派遣件数 653件			
	・企業や自治体等の活性化に向けたニーズや課題に対応する受託事業や連携事業等を実施する。（②）	・柴田町・塩竈市等の自治体及び公益財団法人河川財団・公益財団法人イオンワンパーセントクラブ等からの受託事業を実施し、地域の活性化を支援した。 ・KCみやぎ産学共同研究会事業に1件採択を受け、研究シーズを活用して県内企業の支援を行った。			
	〔指標〕市町村や企業等との連携事業・受託事業数（15事業／年 令和6年度）	連携事業・受託事業数 23事業 令和6年度			
	・企業や自治体、各機関等との協定内容に基づく連携を推進するとともに各機関等との新たな協定締結先の開拓に努める。（③④）	・公益財団法人イオンワンパーセントクラブ、県立広島大学、それぞれとの連携協定を締結した。 ・宮城県と連携し、リカレント教育を実施するため、「雇用創出・若者定着促進に係る協定」を締結した。			

■中期計画番号 30

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第3 地域貢献等に関する目標

1 地域貢献に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学を持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

(3) 東日本大震災からの復興支援

被災地にある大学として、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に進めるとともに、全国的なモデルとなるよう教育研究成果を広く情報発信する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 1 地域貢献

①東日本大震災からの真の復興・発展に向けて、移り変わる被災地の状況や、新たな課題等に対応しながら被災地を継続的に支援するとともに、②これまでの教育研究活動や災害対応の各種プログラムも含め、その内容や方法について検証を重ねながら、成果を広く発信していく。【30】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年 度	・総合計画など中長期計画に基づく被災地を含む自治体や企業との産官学連携を推進する。また、カーボンニュートラル、災害レジリエンスの取組推進などにより、震災復興による新たな産官学連携モデルについて推進する。（①）	・自治体向けセミナーを開催し、総合計画の策定に向けた自治体職員の人材育成を図った。 ・「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」の地域ゼロ・カーボンワーキンググループ及び人材育成ワーキンググループの幹事校を務め、うち前者は幹事校が任期満了となり、後者は継続して担うこととした。	III		
	・災害看護プログラムにおいて、自治体や地域住民との連携体制の構築を図りながら、正課学習とともに、学生の課外活動の継続を支援する。災害発生時の災害看護の強化に向けた新たな地域課題の発見と取組を促進する効果的な教育方法を検討する。（①）	・災害看護プログラム正課科目における地域の防災担当者の参加、丸森町との連携を継続した。 ・大学近隣地域の町内会長や社会福祉協議会会長と連携を図り、課外活動では、防災訓練への学生及び教員の参加を継続するとともに、他の町内会での防災会議への協力の依頼があり、協力地域の拡大につながった。また、能登半島地震の支援活動に教員及び学生が参加した。能登半島地震に関わる石川県立看護大学教員へ、これまでの災害看護活動について共有した。			
	・震災復興や災害対応に関する教育研究活動の成果を宮城大学研究・共創フォーラムや公開講座、学会や関係機関の企画等を活用し、学外へ発信する。（②）	・令和5年度に引き続き、「宮城大学研究・共創フォーラム」を対面とオンラインでのハイフレックス形式で開催した。今年度は地方自治体の長を招き当該自治体と本学との連携に関する基調講演及び情報提供を行うとともに、学内教員6名が主に地域・地方をテーマとした研究成果の発表を行うなど、自治体職員をメインターゲットとして今後の連携に結び付けることを企図した。事前の周知やテーマ設定を強化したことにより、学内外から227名の出席（昨年度190名）があり、地方自治体からの参加者も57名（昨年度37名）と、県内外広域の自治体から関心を寄せていただき、今後の連携可能性が高まった。（No22の再掲） ・宮城大学研究ジャーナル2024年第4巻第1号に、「津波被災地への移住をめぐるライフストーリー—東日本大震災後の気仙沼市への移住者を対象とした考察」及び「災害支援ナースが直面する支援活動上の困難に関する文献レビュー」を掲載した。 ・学内指定研究を受けて担当研究者が、東日本大震災・原子力災害伝承館刊行の「東日本大震災・原子力災害全書」を、日本造園学会100年記念誌にて原子力災害に関して担当執筆した。 ・JST STARTにおいて、能登半島支援プロジェクトを実施し、学内の学生4名が参加した。			

■中期計画番号 31

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第3 地域貢献等に関する目標

1 地域貢献に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学を持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

(4) 感染症及び大規模災害対策への支援

新たな感染症や近年頻発化・激甚化する大規模災害に際し、地域社会が直面する課題について、大学の特色を生かした支援に取り組む。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 1 地域貢献

①地震、水害、感染症などによる今後の新たな災害に対応するため、地域の災害対策の状況把握を行い、連携自治体等の災害レジリエンスに関する施策立案に資する研究を進め、成果発表の場を設けるなどして支援する。【31】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年 度	・受託事業や共同研究等を通して、災害レジリエンスに関して企業や自治体と連携し、政策提言を図る。持続可能な社会構築に向けて、公立大学防災研究教育センター連携会議参画により、全国の大学とのネットワーク強化を図るとともに、防災・復興・減災に関する教育推進における先進的な取組等の情報を収集し、全学的な情報共有の在り方について検討する。(①)	・公益財団法人河川財団からの受託事業において、流域の概念及び水災害等のメカニズム等を学ぶためのインタラクティブ教材の検討・開発を行った。 ・能登半島地震における学生有志によるボランティア活動を経て、学生が8月に復旧状況を現地にてヒアリングするとともに、能登半島と宮城県を結ぶ復興プロジェクトのイベントへの参加や地元企業との共同による商品開発を実施した。	III		
	・カーボンニュートラル等、新たな環境政策や防災に関する国・県・自治体の方策に沿った災害レジリエンスに関する研究活動を推進し、その成果を大学等コアリションや、宮城大学研究ジャーナル、研究・共創フォーラム等で発信する。(①)	・令和5年度に引き続き、「宮城大学研究・共創フォーラム」を対面とオンラインでのハイフレックス形式で開催した。今年度は地方自治体の長を招き当該自治体と本学との連携に関する基調講演及び情報提供を行うとともに、学内教員6名が主に地域・地方をテーマとした研究成果の発表を行うなど、自治体職員をメインターゲットとして今後の連携に結び付けることを企図した。事前の周知やテーマ設定を強化したことにより、学内外から227名の出席（昨年度190名）があり、地方自治体からの参加者も57名（昨年度37名）と、県内外広域の自治体から関心を寄せていただき、今後の連携可能性が高まった。（No22の再掲） ・宮城大学研究ジャーナル2024年第4巻第1号に「津波被災地への移住をめぐるライフストーリー東日本大震災後の気仙沼市への移住者を対象とした考察」及び「災害支援ナースが直面する支援活動上の困難に関する文献レビュー」を掲載した。 ・JST START事業において、「レジリエント社会の構築を牽引する起業家精神育成プログラム」での活動成果をまとめて「ソーシャルイノベーションの教科書」の書籍を発行した。			
	・防災や減災に資するレジリエンスをテーマとした教育プログラムについて開発・実施を推進し、他大学と連携してソーシャルアントレプレナーの育成を図る。(①)	・JST START事業において、「レジリエント社会の構築を牽引する起業家精神育成プログラム」を実施し、学内外の学生10名が参加した。また、建築の視点からアントレプレナーシップ教育を目的とした公開レクチャーを実施し、学内の学生40名が参加した。 ・JST START（V2F）事業において、学内外の学生32名を対象にソーシャルアントレプレナー育成のためのフィールドワークを実施した。			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 32

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第3 地域貢献等に関する目標

2 国際交流等に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

世界に開かれた大学として、教育研究の充実強化を図るため、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら、学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに、海外大学等との連携による教育研究活動を推進する。

また、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 2 国際交流

①グローバル化が進展する中で必要とされる多文化理解、国際教養、コミュニケーション力を高める宮城大学グローバル教育方針を策定し、グローバル化に対応した教育環境づくりを推進する。②英語圏や近隣のアジア・オセアニア地域を中心に、国際交流協定校を開拓する。③一方、学内ではラーニングコモンズ等を利用した多文化間交流を定期的に行い、キャンパス内にいながらにして国際感覚を身につけられる場を提供する。【32】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（32～33）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				B	A	A				
R 6 年 度	・多文化理解や国際教養に関する海外研修プログラムの内容を改善し、グローバルな視点を持って地域社会の課題に向き合えるグローバル人材の育成を図る。 ①	・オーストラリアのリアル・アジア研修や海外フィールドワーク研修及びヨーロッパ学外研修（オランダ）では、受入先機関と調整の上、実施内容を一部見直したプログラムを提供し、グローバル人材の育成を図った。	Ⅲ							
	・トビタテ！留学JAPANやJASSO奨学金等の外部資金の更なる獲得に向けて、情報収集を図るとともに継続的に申請する。 ①	・トビタテ！留学JAPANについて、説明会等に参加し、積極的な情報収集を行い、学内学生に周知を図った。 ・JASSOの奨学金について、短期と長期の留学支援に係る申請を行った。また、デラウェア大学での海外フィールドワーク研修に参加した学生とフィンランドの協定校に留学した学生に奨学金を支給した。								
	・JICA東北と連携して、JICA青年研修アフリカ英語圏「母子保健管理コース」の3回目の受入れへの協力を行う。 ②	・11月中旬に2か国、計15名の研修生が、予定された研修を全て修了した。看護学群の教員が中心となり、研修企画・準備のため、JICA東北等の関係機関と協議を重ね、本学として3回目の受入れを達成した。								
	・海外協定校での研修プログラムの参加者が増えるように国際交流や海外研修に関する学生のニーズを把握する。 ②	・学生が随時留学カウンセラーに留学相談を行うことができる体制を整えており、学生の相談内容やニーズをヒアリングし、定例の会議で共有することにより、細かなニーズの把握を図った。 ・学生が参加できる質の良い研修地開拓の一環でグアム大学及び周辺関係機関の視察・協議を行った。								
	・「宮城大学・JICA連携グローバル・プログラム」の最終科目「グローバル共生論」を開講しプログラムを完成する。継続して各科目内容等の見直しを行い、国際社会で通用する能力やグローバルな視点・素養を持ち、地域社会、地域経済の活性化や持続的発展に貢献する“グローバル人材”の育成を推進する。 ②	・「宮城大学・JICA連携グローバル・プログラム」の最終科目として「グローバル共生論」を開講し、JICA東北と連携し、国際協力に係る実務経験を活かした講義を実施することで“グローバル人材”の育成を推進した。								
	・ラーニングコモンズにおいて語学教育や多文化理解に関するイベントを開催し、国際教養や英語学修に対するモチベーションを高める。 ③	・グローバルコモンズで英語教員とのspeaking練習を実施する「English Conversation」を定例で行ったほか、フィンランドからの留学生との交流会や留学体験者による学生向け報告会を開催し、学生の国際教養や英語学修に対する関心を高めた。								

■中期計画番号 33

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第3 地域貢献等に関する目標

2 国際交流等に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

世界に開かれた大学として、教育研究の充実強化を図るため、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら、学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに、海外大学等との連携による教育研究活動を推進する。
また、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 2 国際交流

①世界を俯瞰的に捉え、多様な地域、文化、人間の立場から物事を多角的に理解する力や人々に共感する感覚を涵養する機会を学生に提供するために、短期・長期の海外研修と留学プログラムの充実を図る。②また、高度な知識・技能の獲得を志向する海外からの留学生を受け入れ、地域社会に貢献できる人材の輩出を目指す。【33】

〔指標〕海外派遣（＊）学生枠（200人／年 令和8年度）

＊短期・長期の海外研修、留学プログラムやゼミ、研究室単位の交流等、本学が講じる取組によるもの

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年 度	・米国・デラウェア大学にて「海外フィールドワーク研修」（1か月）を実施する。（①）	・8月から9月にかけて、デラウェア大学において1か月の海外フィールドワーク研修を実施し、6名の学生が参加した。	III		
	・基盤教育科目「学外研修」及び海外フィールドワーク研修、リアル・アジア研修等の短期研修の内容や実施時期を見直し、海外研修プログラムの参加者増加を図る。（①）	・短期研修について、受入先の大学等と連携、調整の上、内容の見直しを実施しながら、プログラムを策定し、国際交流・留学生センターで実施している海外研修プログラムについては、昨年度と比較して参加者が増加した。			
	・フィンランド・テュルク応用科学大学との交換留学プログラムを継続的に実施するとともに、さくらサイエンス等の外部資金を申請し、協定校との国際交流を深化させる。（②）	・フィンランドのテュルク応用科学大学から交換留学生1名を受け入れ、科目履修や様々な国際交流イベントのほか、岩手県や山形県をフィールドとした学外研修を在 student と合同で行うなどし、学生間の国際交流を深めた。また、本学からも2名の学生を同大学に長期派遣し、協定校との国際交流を深化させた。 ・なお、外部資金の申請については、申請対象事業との兼ね合いから実施を見送ったが、引き続き必要に応じて活用を検討していく。			
	・留学生の志願者数を増やすため、日本語学校等の外国人留学生に対するリクルートメントを全国的に展開する。（②）	・日本語学校等の外国人留学生を対象とした、キャンパスツアーを実施したほか、留学生向け進路イベントにも参加し、主体的に宮城大学のPR活動を行った。			
	〔指標〕海外派遣学生枠（200人／年 令和8年度）	・海外派遣学生枠：124人（参加者数 23人）			

第3 業務運営の改善及び効率化	【重点目標】 理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。
全体的な状況	内部統制及び内部監査の充実強化を図るため、監査室を設置したほか、本学における学群改革を推進するに当たり全学的な視点での調整を図るため、大学改革推進本部を設置した。 職員の資質向上と組織の活性化を図るため、事務局職員評価要綱に基づき、上司と部下による目標の共有とコミュニケーション、人材育成や能力開発に重点を置いた業績評価を実施した。 庶務事務の合理化を図るため、年末調整基礎データ作成業務の外部委託を引き続き実施した。
業務運営の改善及び効率化に関する特記事項	1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目） ・ なし 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組 ・ 内部統制及び内部監査の充実強化を図るため、監査室を設置した。 ・ 本学における学群改革を推進するに当たり全学的な視点での調整を図るため、大学改革推進本部を設置した。 ・ 令和6年度当初予算編成においては、老朽化や物価高騰の対策に配慮しつつ、支出予算においては課題解決枠を設定し、また社会状況の変化及び年度計画に応じ、教育・研究活動や環境整備に必要な予算を配分した。 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項 ・ なし 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目） ・ なし 5 その他、法人が積極的に実施した取組 ・ 職員の資質向上及び組織の活性化を図るため、事務職員1名を国立大学法人東北大学へ派遣した。 ・ 「本学が求める職員像」について、改めて明確化し、理事会の意見を聴いた上でウェブサイトで公表した。 ・ 業務改善等の取組を奨励し、優れた功績のあった職員を優良職員として表彰した。
【評価委員会による意見記載欄】	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 34

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

(1) 理事長を中心とする運営体制の構築

法人が自律性を確保しつつ戦略的かつ機動的に時代の変化に対応できるよう、各部門長の権限や責任を明確にしながら、理事長が全学的なリーダーシップを発揮できる運営体制となるよう適宜見直しを図るとともに、法人の業務運営の適正化及び透明性を確保するため、役員等への外部有識者の登用や監査体制の充実に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「・」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第3 業務運営の改善及び効率化 1 運営の改善

① 本学の理念・目的を実現するために、理事長を中心とする法人組織、学長をはじめとする教学組織等について、それぞれの権限と責任を明確にしながら、適切な大学運営のための組織を整備し、適切な運用を図るとともに、学外有識者の積極的な登用や、監査の充実に努める。② また、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」等の国や他大学の動向等を踏まえ、より効率的な大学の経営の在り方について検討する。【34】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（34～35）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A	A				
R 6 年度	・ 内部監査等の充実を図るほか、国や他大学の動向等を踏まえながら、より効率的な大学の経営の在り方について検討していく。（①②）	・ 内部統制及び内部監査の充実強化を図るため、監査室を設置した。 ・ 本学における学群改革を推進するに当たり全学的な視点での調整を図るため、大学改革推進本部を設置した。	Ⅲ							

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 35

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標	1 運営体制の改善に関する目標
【重点目標】	
理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。	
(2) 戦略的な予算の配分	
法人の経営戦略に基づき、全学的、中長期的な視点に立った効果的かつ効率的な予算等の配分を行う。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第3 業務運営の改善及び効率化 1 運営の改善				
①年度計画策定及び予算編成の基本方針に基づき、予算要求と中期計画及び年度計画との整合性や妥当性を検証し、適切な予算編成を行う。【35】				
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）				
年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価 評価 意見
R 6 年 度	・年度計画及び予算編成の基本方針に基づき、法人の財政状況及び中期計画の進捗状況に配慮しつつ、中期計画及び年度計画との整合性や妥当性を検証し、課題解決枠を設定するなど、適切な予算編成を行う。 (1)	・令和6年度当初予算編成においては、老朽化や物価高騰の対策に配慮しつつ、支出予算においては課題解決枠を設定し、また社会状況の変化及び年度計画に応じ、教育・研究活動や環境整備に必要な予算を配分した。また、令和7年度の予算編成方針においても、引き続き課題解決枠を設け、中期計画の進捗状況に配慮しながら、新たに生じた課題に対応するための予算を確保できるような策定を行った。	III	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 36

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標	2 人事の適正化に関する目標
【重点目標】	
理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。	
優れた人材の確保や組織の活性化を図るため、教職員にインセンティブが働く人事制度を実施する。また、事務職員の資質向上のための研修等に積極的に取り組む。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）		第3 業務運営の改善及び効率化	2 人事の適正化
①優れた人材を確保するため、事務職員の採用は公募による選考を原則とし、その配置に当たっては、人事異動方針等に基づき、持ち味や意欲、キャリアプランを考慮した人事配置を行う。②また、法人採用職員の幹部職員への積極的な登用を行うとともに、③適正な業績評価や他団体との人事交流等を通じて職員の資質向上と組織の活性化を図る。【36】			

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（36～37）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A	A				

R 6 年 度	・事務職員の採用に当たっては、原則として、公募による選考とする。また、配置においては、組織運営の効率性のほか、法人採用職員の積極的な登用を見据え、職員の能力・適性等の育成の観点から、本人のキャリアプランを十分考慮した人事配置に努める。 (①②)	・公募による採用試験を実施し、事務職員を5名採用した。また、有期雇用職員についても、必要に応じて適切に公募による採用を行った。 ・人事配置については、本人の将来的なキャリアプランを考慮するとともに、毎年度、定期的に作成・提出を求めている身上調書に基づき、職員の希望や意欲を考慮し、能力・適性等を勘案した異動を実施した。	Ⅲ
	・職員の資質向上と組織の活性化を図るため、引き続き、適正な業績評価を実施するとともに、他団体との人事交流等を推進し、人材の育成を図る。(③)	・事務局職員評価要綱に基づき、上司と部下による目標の共有とコミュニケーション、人材育成や能力開発に重点を置いた業績評価を実施した。 ・有期雇用職員の資質向上と勤務成績に基づく手当支給を通じた組織活性化等を目的に、有期雇用職員評価要綱を策定し、有期雇用職員に対する勤務評価を開始した。 ・職員の資質向上及び組織の活性化を図るため、事務職員1名を国立大学法人東北大学へ派遣した。	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 37

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

2 人事の適正化に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

優れた人材の確保や組織の活性化を図るため、教職員にインセンティブが働く人事制度を実施する。また、事務職員の資質向上のための研修等に積極的に取り組む。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第3 業務運営の改善及び効率化 2 人事の適正化

①教育研究支援体制の充実に向けて、大学の教育研究活動に深い理解を有する専門性の高い事務職員を育成するとともに、教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営を実現するため、組織的なスタッフ・ディベロップメントを実施する。【37】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年 度	・外部の研修資源等も活用して組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）等を実施し、有為な専門性の高い事務職員を育成することにより、教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営の推進を図る。 ①	・教職員が最近の学修者を理解し、学生のニーズを共通認識することを目的として、「学修者本位の教育の実現に向けて」をテーマとした全学FD・SDを実施した。 ・職員の専門性の向上を図るため、公立大学協会が主催する研修やeラーニング、県の階層別研修に参加させるとともに、若手職員を対象に、大学職員として必要な知識やスキルの習得を目的として、OJT研修及びレジリエンス研修を実施した。 ・「本学が求める職員像」について、改めて明確化し、理事会の意見を聴いた上でウェブサイトで公表した。	III		

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 38

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

事務組織については、事務処理の効率化に努め、必要に応じ見直しを行うとともに、共同参画や働き方改革を推進する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）第3 業務運営の改善及び効率化 3 事務等の効率化・合理化

①教職員による業務改善を奨励するとともに、②ペーパーレス化やアウトソーシング、情報システムの導入等の取組を積極的に推進し、事務等の効率化・合理化を図る。③また、共同参画や働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、多様で柔軟な働き方を推進する。【38】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価						
				評価		意見				
				評価実績（38）						
				R3	R4	R5	R6	暫 定	R7	
			A	A	A					

R 6 年 度	・DXをはじめとする業務改善を積極的に奨励し、ペーパーレス化やアウトソーシング等の取組を推進する。 （①②）	・業務改善等の取組を奨励し、優れた功績のあった職員を優良職員として表彰した。 ・庶務事務の業務改善及びペーパーレス化を図るため、庶務事務システムによる各種申請等について、引き続き適切に運用した。 ・庶務事務の合理化を図るため、年末調整基礎データ作成業務の外部委託を引き続き実施した。 ・業務DXをはじめとした業務改善に役立てるため、東北大学「東北地区業務DXチーム」に参加し、参画する各大学の共通課題について、意見交換を通じた情報収集を行った。	III
	・事務処理の効率化・簡素化に努めるとともに、共同参画や働き方改革関連法の趣旨を踏まえた多様で柔軟な働き方を推進する。（③）	・業務改善の一層の向上とワーク・ライフ・バランスを推進するため、過去に実施していた「ノー残業デー」を改めて設定し、職員の健康増進及び心身のリフレッシュを図りつつ、業務能率の向上に向けた環境を整備するとともに、時差勤務制度の利用促進に継続して努めた。	

第4 財務内容の改善	【重点目標】 経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。
全体的な状況	予算額を上回る学生納付金実績となり、自己収入の確保に繋がった。また、他大学の各種学生納付金の情報を収集しながら、少子高齢化の影響にも配慮しつつ、社会情勢の動向を注視し検討を行っている。 委託業者による定期的な保守点検を実施し、施設維持に努めた。また、施設利用者から不具合発生の都度連絡を受けて速やかに修繕を実施した。
財務内容の改善に関する特記事項	1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目） - なし 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組 - ネクストリーダーズ基金については、学生が独自に企画した留学プログラムへの支援や、学生のビジネスプランコンテストの開催等を行い、総額で2,445千円を支出した。 - 会計士相談業務について単価契約から包括契約に切り替えるなど、現状の契約内容の見直しを適宜行い、業務の合理化を図った。また、人事給与システムについて、税制改正に対応したシステムの更新を行い、税務処理面の効率化を図った。 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項 - なし 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目） - なし 5 その他、法人が積極的に実施した取組 90件〔大和63件、太白27件〕の施設貸付を行い、学内資源の有効活用に努めた。
【評価委員会による意見記載欄】	

■ 中期計画番号 39

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第5 財務内容の改善に関する目標1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

【重点目標】

経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。

法人の安定的な経営が行えるように自己収入を確保するため、外部資金の獲得に組織的に取り組むとともに、収入源の見直しや新たな収入源の拡充を図る。
また、授業料をはじめとする学生納付金については、法人の収入状況及び社会情勢を勘案して適切に設定するとともに、授業料等の減免制度について適宜見直しを行う。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）第4 財務内容の改善 1 自己収入の確保

① 授業料等の学生納付金については他大学の動向や法人の収支状況、社会情勢等を勘案し、適正な受益者負担の観点から定期的に見直しを行う。【39】

■ 年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定	意見					
				評定実績（39～40）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A	A				
R 6 年 度	・ 授業料その他の各種学生納付金については、他大学の金額設定の情報収集を行うとともに、受益者負担の観点から、物価高騰等を反映した適正な負担額について、法人の収支状況及び社会情勢等を勘案の上、検討を行う。（①）	・ 予算額を上回る学生納付金実績となり、自己収入の確保に繋がった。また、他大学の各種学生納付金の情報を収集しながら、少子高齢化の影響にも配慮しつつ、社会情勢の動向を注視し検討を行っている。	Ⅲ							

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 40

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第5 財務内容の改善に関する目標	1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
【重点目標】 経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。	
法人の安定的な経営が行えるように自己収入を確保するため、外部資金の獲得に組織的に取り組むとともに、収入源の見直しや新たな収入源の拡充を図る。 また、授業料をはじめとする学生納付金については、法人の収入状況及び社会情勢を勘案して適切に設定するとともに、授業料等の減免制度について適宜見直しを行う。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第4 財務内容の改善 1 自己収入の確保				
①学内の資源を有効に活用するとともに、②寄附金による自己収入の増加に努める。【40】				
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）				
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価 評定 意見
R 6 年度	・学内施設の外部への貸付を適切に行う。（①） ・ネクストリーダーズ基金については令和5年度に引き続き事業を実施し、その成果をウェブサイト等で一般に広く周知することで基金の認知度を高め、新たな寄附の促進につなげる。（②）	・令和6年度は、90件〔大和63件、太白27件〕の施設貸付を行い、学内資源の有効活用に努めた。 ・令和6年度については、学生が独自に企画した留学プログラムへの支援や、学生のビジネスプランコンテストの開催等を行い、総額で2,445千円を支出した。	III	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 41

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第5 財務内容の改善に関する目標

2 経費の抑制に関する目標

【重点目標】

経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。

予算の効率的な執行や業務の簡素化・合理化・契約方法の見直し、効果的な組織運営や適正な人員配置などにより、経費の縮減に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第4 財務内容の改善 2 経費の抑制

①情報システムの高度化と適切な運用により業務効率を向上させるとともに、②業務の外部委託等による合理化を進め、経費抑制を図る。【41】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定	意見					
				評定実績（41）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A	A				
R 6 年 度	・業務の外部委託等を推進するとともに、契約内容について随時の見直しを行い、コスト削減や業務の簡素化、合理化を図る。（②）	・会計士相談業務について単価契約から包括契約に切り替えるなど、現状の契約内容の見直しを適宜行い、業務の合理化を図った。また、人事給与システムについて、税制改正に対応したシステムの更新を行い、税務処理面の効率化を図った。	Ⅲ							

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■ 中期計画番号 42

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第5 財務内容の改善に関する目標	3 資産の運用及び管理の改善に関する目標
【重点目標】 経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。	
資産の適切な運用及び管理を行う体制により、長期的かつ経営的な視点に立った法人資産の効果的・効率的な活用に努める。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）											第4 財務内容の改善					3 資産の運用管理の改善				
①定期的な資産の点検を行い、適切に維持管理し、有効活用を図るとともに、②余裕資金の管理運用にあたっては、安全性・流動性に配慮する。【42】																				
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）																				
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価																
				評定		意見														
				評定実績（42）																
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7											
				A	A	A														
R 6 年 度	・委託業者と連携した計画的な施設の保守管理を行い、不具合が発生した場合には、できるだけ速やかに修繕等を行う。（①）	・委託業者による定期的な保守点検を実施し、施設維持に努めた。また、施設利用者から不具合発生の都度連絡を受けて速やかに修繕を実施した。	III																	
	・資金繰り等を勘案し、余裕資金が生じた場合は、定期預金など安全で確実な金融商品により運用する。（②）	・大規模修繕費や実験実習機器など、最終精算方式で運営費交付金が交付される事業の動向を注視しながら、リスクマネジメントの観点からも、資金流動性を第一に考えた預金運用を継続して行った。																		

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供

全体的な状況

評価委員会を中心に、令和5年度実績に関する各部門の自己点検・評価結果を実績報告書に取りまとめ、令和6年6月末までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出し、ウェブサイトでの学外公表を行った。また、令和6年度実績見込みに関する各部門の自己点検・評価結果を反映した令和7年度計画を取りまとめ、令和7年3月末までに県へ提出し、ウェブサイトでの学外公表を行った。

内部質保証実施委員会において、内部質保証システムチェックシートに基づき、各部門の自己点検・評価の進行状況の管理を行い、実施状況を確認した。

全学的な広報推進体制を維持するとともに、オンラインオープンキャンパス特設サイトに動画コンテンツを追加するなどウェブサイトによる情報発信を積極的に活用したほか、オープンキャンパスやアカデミックインターンシップを始めとする対面イベントの実施など時宜にかなった広報施策を展開した。

教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

- なし

2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

- 令和7年度の認証評価受審に向け、自己点検・評価活動を実施し、その結果を点検評価ポートフォリオに取りまとめた。また、認証評価機関への事前相談を2回行い、内容の充実に努めた。
- 主に高校生や在学生を対象とした広報アンケート（質的評価）を実施したほか、ウェブアクセス解析（量的評価）によるPDCAサイクルを実施し、情報発信の効果を確認した。

3 過年度との数値による実績対比が可能な事項

- なし

4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

- なし

5 その他、法人が積極的に実施した取組

- 日本看護学教育評価機構による看護学教育評価を受審した。適合の評価結果と、今後の看護教育充実に向けて、教育課程の改善に卒業生の意見を取り入れることの助言があった。
- 大学案内やウェブサイトなどの広報ツールについて統一感のある広報を継続したほか、これまでの志願者向け大学案内パンフレットに加え、本学の教育と研究の特色を活かした記念品、教員と学生が企画と開発に参加できるノベルティも新たに制作した。

【評価委員会による意見記載欄】

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 43

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 自己点検・評価の充実に係る目標

内部質保証システムに基づき、自己点検・評価を行うとともに、認証評価機関による第三者評価を受け、その結果を改善に反映し、大学の質の向上に努める。また、それらについて県民に分かりやすく公表する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第26条）第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 1 自己点検・評価の充実

①外部機関による評価項目や認証評価の評価基準も見据えた自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に公表することにより、自主的な大学運営の改善・向上及び透明性確保に努める。【43】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価					
				評定		意見			
				評定実績（43～44）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
			A	A	A				
R 6 年 度	・評価委員会を中心に、令和5年度実績に関する各部門の自己点検・評価結果を実績報告書に取りまとめ、令和6年6月末までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出するとともに、令和6年度実績見込みに関する各部門の自己点検・評価結果を反映した令和7年度計画を取りまとめ、令和7年3月末までに県へ提出する。また、ウェブサイトでの学外公表を行う。 ①	・評価委員会を中心に、令和5年度実績に関する各部門の自己点検・評価結果を実績報告書に取りまとめ、令和6年6月末までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出し、ウェブサイトでの学外公表を行った。また、令和6年度実績見込みに関する各部門の自己点検・評価結果を反映した令和7年度計画を取りまとめ、令和7年3月末までに県へ提出し、ウェブサイトでの学外公表を行った。	Ⅲ						
	・令和5年度実績に関する自己点検・評価結果に関する公立大学法人宮城大学評価委員会の評価結果については、理事会を始めとした学内組織での共有を行い、ウェブサイトでの学外公表を行うほか、PDCAサイクルに基づく分析・検討結果を法人の業務運営や令和7年度計画に適切に反映する。 ①	・令和5年度実績に関する自己点検・評価結果に関する公立大学法人宮城大学評価委員会の評価結果については、理事会をはじめとした学内組織での共有を行い、ウェブサイトでも学外公表を行った。また、PDCAサイクルに基づく分析・検討結果を法人の業務運営や令和7年度計画に適切に反映させるため、「令和7年度公立大学法人宮城大学年度計画策定の基本方針」にその旨を明記した。							
	・評価委員会を中心に、第3期中期目標期間の暫定評価を適切に実施し、実績に関する各部門の自己点検・評価結果を実績報告書に取りまとめ、令和7年6月末までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出するとともに、第4期中期計画策定に向けた検証・検討作業に着手する。 ①	・評価委員会を中心に、各部署で第3期中期目標期間の暫定評価を適切に実施した。今後、各部門の自己点検・評価結果を実績報告書に取りまとめ、令和7年6月末までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出する。また、第4期中期計画策定に向け、策定スケジュールや作業工程の確認を行った。							
	・令和7年度の認証評価受審に向け、令和6年度に本学における自己点検・評価活動を実施し、その結果をまとめた点検評価ポートフォリオを取りまとめる。 ①	・令和7年度の認証評価受審に向け、自己点検・評価活動を実施し、その結果を点検評価ポートフォリオに取りまとめた。また、認証評価機関への事前相談を2回行い、内容の充実に努めた。							

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 44

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標	1 自己点検・評価の充実に関する目標
内部質保証システムに基づき、自己点検・評価を行うとともに、認証評価機関による第三者評価を受け、その結果を改善に反映し、大学の質の向上に努める。また、それらについて県民に分かりやすく公表する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第26条）第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 1 自己点検・評価の充実
 ①内部質保証システムに基づく各PDCAサイクルの適切かつ定期的な実施を通じて、教育研究活動等の質の保証及び向上に恒常的・継続的に取り組み、システムの定着化を図る。【44】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年度	・内部質保証実施委員会を中心に、内部質保証システムチェックシートに基づいた自己点検・評価を着実に実施し、引き続き内部質保証システムの定着化を図る。（①）	・内部質保証実施委員会において、内部質保証システムチェックシートに基づき、各部門の自己点検・評価の進行状況の管理を行い、実施状況を確認した。実施が遅れている項目については、各部門で実施に向けた対応を進めるなど、チェックシートの活用による内部質保証システムが定着してきている。	III		
	・令和7年度の認証評価に向け、本学の内部質保証システムに関する自己点検・評価を実施し、必要な改善を実施するとともに、点検評価ポートフォリオに適切に反映させる。（①）	・令和7年度の認証評価受審に向け、本学の内部質保証システムに関する自己点検・評価を実施し、内部質保証システム実施要綱の改正を行うとともに、その実施状況を点検評価ポートフォリオに適切に反映させた。			
	・日本看護学教育評価機構による看護学教育評価を受審し、指摘事項に対する改善を行い、看護学教育の質向上を図る。（①）	・日本看護学教育評価機構による看護学教育評価を受審した。適合の評価結果と、今後の看護教育充実に向けて、教育課程の改善に卒業生の意見を取り入れることの助言があった。			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 45

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

2 情報発信の推進等に関する目標

法人の組織運営及び大学の教育研究活動の実績については、積極的に情報を発信し、県民をはじめとする社会への説明責任を果たすとともに、大学の認知度を高める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第26条）第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 2 情報公開の推進等

① 広報基本方針等に基づき、教育研究活動等の積極的な情報発信をはじめとする全学広報活動を戦略的に推進し、② 様々なステークホルダーに対して本学の認知度を高める。【45】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定	意見					
				評定実績（45）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
			A	A	A					

R 6 年 度	・全学的な広報推進体制を維持するとともに、ウェブサイトや印刷物、対面イベントなど各広報媒体の良さを効果的に活かし、ハイブリッドでタイムリーかつ情勢に応じた戦略的な広報施策を推進する。（①）	・全学的な広報推進体制を維持するとともに、オンラインオープンキャンパス特設サイトに動画コンテンツを追加するなどウェブサイトによる情報発信を積極的に活用したほか、オープンキャンパスやアカデミックインターンシップを始めとする対面イベントの実施など時宜に合った広報施策を展開した。	III
	・主要事業である大学案内やウェブサイト、印刷物についても、引き続き広報グラフィック基本コンセプトのもと、統一感のある広報を展開していくとともに、共同研究等のクライアントとなる企業や自治体等への情報発信のほか、社会人に対する研究科のPRも含めた大学広報について、ブランディングの観点から広報の強化を図る。（①）	・大学案内やウェブサイトなどの広報ツールについて統一感のある広報を継続したほか、これまでの志願者向け大学案内パンフレットに加え、本学の教育と研究の特色を活かした記念品、教員と学生が企画と開発に参加できるノベルティも新たに制作した。	
	・広報推進体制を活用した情報収集とコンテンツ発信の強化を継続するとともに、プレスリリースや取材対応など各メディアとの連携強化により、本学の更なる認知度向上を図る。（①②）	・学内の情報収集と写真素材の充実を図ることにより、メディア等に対する安定した新着情報等の発信を可能にするとともに、研究ニュースなどの質的向上を図るなど本学の認知度向上を推進した。 ①新着情報件数 R5：311件→R6：307件 ②プレスリリース件数 R5：15件→R6：22件 ③メディア掲載・出演情報件数 R5：480件→R6：578件 ※参考：SNS発信件数（累計値） ・X R5：約2,400件→R6：約9,600件 ・Instagram R5：約340件→R6：約800件	
	・広報アンケート等の質的評価及びウェブアクセス解析等の量的評価による広報施策のPDCAサイクルにより、情報発信の効果を確認する。（①）	・主に高校生や在学学生を対象とした広報アンケート（質的評価）を実施したほか、ウェブアクセス解析（量的評価）によるPDCAサイクルを実施し、情報発信の効果を確認した。	

第6 その他業務運営

全体的な状況

健康診断、ストレスチェック（年2回）のほか、産業医による面談や、毎月事業場ごとの職場巡視等を適切に行った。また、職場における教職員の安全、健康、職場環境の確保等について、随時、注意喚起等を実施した。
消防設備保守管理委託業者による保守点検を実施し、指摘された不具合事項について修繕・対応を実施している。
固定資産については決算時に減損兆候の把握のため現物の確認を行った。また、備品及び貴重物品については取得時に台帳登録を行い、教員の異動時等に適切に移管、抹消等の手続を実施した。
人権侵害防止・対策本部会議を開催し、「人権侵害（ハラスメント）の防止に関する指針」の周知を図るとともに、リーフレットを配布し、ハラスメント防止に関する意識啓発と予防に取り組んだ。

その他業務運営に関する特記事項

- 1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）
 - ・なし
- 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組
 - ・各学群等に相談員を配置するとともに、学生相談カウンセラーや保健指導員との連携を図るなど相談体制の充実に努めた。
 - ・5月に全教職員・学生対象の防災訓練を動画視聴講習及び実地避難訓練のハイブリッド方式により実施した。また、資材等の備蓄については非常食の賞味期限などを踏まえた管理を実施した。
- 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項
 - ・〔指標〕個人情報漏洩事故件数（0件／年） 附属資料36ページ参照
- 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）
 - ・なし
- 5 その他、法人が積極的に実施した取組
 - ・事業場衛生委員会を毎月開催し、時間外勤務の状況、健康診断やストレスチェックの実施などについて情報共有を行った。また、委員会の役割について共通認識を深めるための勉強会を実施するとともに、所管の課題などについての協議を行い改善に努めた。
 - ・令和5年度の理解度調査で関心が高かった、ウェブサイト閲覧の際の情報セキュリティ対策及びインシデント発生時の対応についてを題材とする講習会の動画配信を実施し、インシデントを未然に防ぐための情報リテラシー教育を行った。さらに、ネットワーク基盤システムのマルウェア検知システム等セキュリティ機能を活用しながら、安全な学内のネットワーク環境の維持に努めた。

【評価委員会による意見記載欄】

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 46

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第7 その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標

『宮城県公共施設等総合管理方針』等に基づき、中長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うとともに、施設等の適切かつ効率的な維持管理に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第6 その他業務運営 1 施設設備の整備・活用等

❶老朽化した施設及び付帯設備について、計画的な大規模修繕を行い、長寿命化を図る。【46】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価						
				評価		意見				
				評価実績（46）						
				R3	R4	R5	R6	暫 定	R7	
				A	A	A				
R 6 年 度	・第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャンパス7件、太白キャンパス4件）を実施する。また、キャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ、教育研究環境の向上等に向け、令和7年度の施設・環境整備費対応案件を精査する（No. 25再掲）（①）	・大規模修繕工事（11件）について、全体的な事業組み替えも行いつつ、資材高騰や労務単価の上昇の中、施設整備計画に基づき実施した。坪沼農場の倒木対応や令和5年豪雨災害復旧工事などの緊急性の高い工事も着実に実施したが、優先して実施する必要があったため、工事実施設計業務（5件）のうち1件については、発注までに至らなかった。また、キャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ、教育研究環境の向上等に向け、令和7年度の施設・環境整備費対応案件を精査した。（No.25再掲）	Ⅲ							

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 47

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第7 その他業務運営に関する重要目標 2 安全管理等に関する目標

安全衛生管理体制の整備に努め、感染症対策の強化など、より安全なキャンパス環境を創出する。また、情報セキュリティ対策を強化し、情報管理を徹底する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第6 その他業務運営 2 安全管理等

①事業場衛生委員会を定期的開催し、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行うとともに、職場における教職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成促進等に努める。【47】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（47～48）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A	A				

R 6 年 度	・事業場衛生委員会を定期的に開催し、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に努める。（①）	・事業場衛生委員会を毎月開催し、時間外勤務の状況、健康診断やストレスチェックの実施などについて情報共有を行った。また、委員会の役割について共通認識を深めるための勉強会を実施するとともに、所管の課題などについての協議を行い改善に努めた。	III
	・常に、職場における教職員の安全に配意し、健康の確保、快適な職場環境の形成促進等に努める。（①）	・健康診断、ストレスチェック（年2回）のほか、産業医による面談や、毎月事業場ごとの職場巡視等を適切に行った。また、職場における教職員の安全、健康、職場環境の確保等について、随時、注意喚起等を実施した。	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 48

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第7 その他業務運営に関する重要目標

2 安全管理等に関する目標

安全衛生管理体制の整備に努め、感染症対策の強化など、より安全なキャンパス環境を創出する。また、情報セキュリティ対策を強化し、情報管理を徹底する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第6 その他業務運営 2 安全管理等

①安全安心で衛生面にも配慮した教育研究環境を確保するために、施設・備品等（薬品を含む）の適切な管理運用を行うとともに、
②災害等の非常時を想定した総合的な諸対策の充実を図る。③また、情報セキュリティポリシーに基づく情報管理を徹底する。
〔指標〕個人情報漏洩事故件数（0件／年） 【48】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 6 年度	・施設や消防設備について、委託業者と連携した定期的な保守管理を行うとともに、不具合発生時には速やかに修繕を行うなど、安全を確保する。（①）	・消防設備保守管理委託業者による保守点検を実施し、指摘された不具合事項について修繕・対応を実施している。	III		
	・固定資産については、決算時に減損兆候の把握のため現物の確認を行う。また、備品及び貴重物品については、取得時に台帳登録を行い、教員の異動時等に適切に移管、抹消等の手続を実施する。（①）	・固定資産については決算時に減損兆候の把握のため現物の確認を行った。また、備品及び貴重物品については取得時に台帳登録を行い、教員の異動時等に適切に移管、抹消等の手続を実施した。			
	・定期的な防災訓練により教職員及び学生への防災教育を推進するとともに、災害発生時に備えた資機材等の備蓄を確保する。（②）	・5月に全教職員・学生対象の防災訓練を動画視聴講習及び実地避難訓練のハイブリッド方式により実施した。また、資材等の備蓄については非常食の賞味期限などを踏まえた管理を実施した。			
	・引き続き情報セキュリティに関する講習会を実施するとともに、ネットワーク基盤システムのセキュリティ機能を活用し、安全な学内のネットワーク環境を維持する。（③）	・令和5年度の理解度調査で関心が高かった、ウェブサイトを閲覧する際の情報セキュリティ対策及びインシデント発生時の対応についてを題材とする講習会の動画配信を実施し、インシデントを未然に防ぐための情報リテラシー教育を行った。さらに、ネットワーク基盤システムのマルウェア検知システム等セキュリティ機能を活用しながら、安全な学内のネットワーク環境の維持に努めた。			
	〔指標〕個人情報漏洩事故件数（0件／年）	〔指標〕個人情報漏洩事故件数（1件／年）			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 49

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第7 その他業務運営に関する重要目標 3 人権の尊重に関する目標

人権侵害を防止するため、全学一体となった体制整備と人権尊重に対する役職員及び学生の意識向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第6 その他業務運営 3 人権の尊重

①人権侵害防止・対策本部を毎年度定期的に開催し、人権侵害防止に向けた研修や啓発活動を実施するなど人権侵害の未然防止に努める。②また、相談体制を整備し、人権侵害に関する問題への対応を適切に実施する。【49】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（49）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A	A				
R 6 年 度	・性暴力防止及び人権侵害防止に関する対策本部を開催し、各種防止に向けた研修や啓発活動を実施し、未然防止に努める。（①）	・人権侵害防止・対策本部会議を開催し、「人権侵害（ハラスメント）の防止に関する指針」の周知を図るとともに、リーフレットを配布し、ハラスメント防止に関する意識啓発と予防に取り組んだ。 ・妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及び性暴力防止に関する規程改正を行った。	Ⅲ							
	・人権侵害の未然防止や適切な初期対応を図るため、相談体制の充実を図る。（②）	・各学群等に相談員を配置するとともに、学生相談カウンセラーや保健指導員との連携を図るなど相談体制の充実に努めた。								

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第7予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度～令和8年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	15,431
授業料等収入	7,038
受託研究費等収入及び寄附金	639
補助金	-
その他収入	294
目的積立金等取崩	74
計	23,476
支出	
教育研究費 （うち人件費）	14,410 (10,399)
一般管理費 （うち人件費）	7,566 (3,609)
施設整備費	1,500
補助金	-
計	23,476

《参考》

【人件費の見積もり】

第3期中期目標期間中、総額14,008百万円を支出する。

※1 人件費については、教員の年次採用計画に基づく新規採用に係る人員増分を含めて所要額が算定される。

※2 退職手当については、公立大学法人宮城大学が定める規程に基づき所要額を支給するが、措置される額は、各事業年度の予算編成過程において算定される。

【運営費交付金の算定方法】

運営費交付金＝人件費＋事業費＋管理運営費＋法人化に伴う新規経費＋修繕費－自己収入

※1 運営費交付金算定の収入及び経費の内容は、次のとおり。

項 目	内 容
人 件 費	職員給与、非常勤職員報酬 等
事 業 費	入学試験費、教育実験実習費、研究費、各センター運営費 等
管理運営費	庁舎管理経費、光熱水費、事務局経費 等
法人化に伴う新規経費	常勤役員給与等の人件費、各審議会の事務費、財務会計システム運営費等の管理運営費
修 繕 費	建物設備維持管理経費、実験実習機器保守点検 等
自 己 収 入	授業料等の学生納付金、受託研究費等の外部資金 等

※2 大規模修繕費、高額設備（備品）費については、所要額を個別に算定し、宮城県の財政状況を勘案した上で、別途措置される。

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

R6年度

1 当初予算（令和6年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,859
授業料等収入	1,021
受託研究費等収入及び寄附金	110
補助金	113
その他収入	55
目的積立金等取崩	216
計	4,374
支出	
教育研究費 （うち人件費）	2,524 (1,765)
一般管理費 （うち人件費）	1,396 (719)
施設整備費	451
補助金	3
計	4,374

1 予算執行実績（令和6年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,666
授業料等収入	1,103
受託研究費等収入及び寄附金	183
補助金	112
その他収入	43
目的積立金等取崩	95
計	4,203
支出	
教育研究費 （うち人件費）	2,337 (1,608)
一般管理費 （うち人件費）	1,360 (716)
施設整備費	265
補助金	20
災害復旧・復興支援費等	5
計	3,986

※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第7予算、収支計画及び資金計画

2 収支計画（令和3年度～令和8年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	24,011
経常費用	24,011
業務費	23,062
教育研究経費	3,101
受託研究等経費	496
人件費	14,008
一般管理費	5,457
財務費用	-
雑損	-
減価償却費	949
臨時損失	-
収入の部	24,011
経常収益	24,011
運営費交付金収益	15,431
授業料等収益	7,038
受託研究等収益（寄附金を含む。）	713
財務収益	-
雑益	294
資産見返負債戻入	535
資産見返運営費交付金等戻入	491
資産見返物品受贈額戻入	44
補助金収益	-
臨時利益	-
純利益	-
総利益	-

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計 画		実 績	
R 6 年 度	2 収支計画（令和6年度）（単位：百万円）		2 収支実績（令和6年度）（単位：百万円）	
	区 分	金 額	区 分	金 額
	費用の部	4,492	費用の部	4,043
	経常費用	4,449	経常費用	4,002
	業務費	4,196	業務費	3,721
	教育研究経費	569	教育研究経費	857
	受託研究等経費	85	受託研究等経費	123
	人件費	2,484	人件費	2,371
	一般管理費	1,058	一般管理費	369
	財務費用	10	財務費用	10
	雑損	0	雑損	-
	減価償却費	243	減価償却費	271
	臨時損失	43	臨時損失	41
	収入の部	4,492	収入の部	4,240
	経常収益	4,449	経常収益	4,199
	運営費交付金収益	2,817	運営費交付金収益	2,595
	授業料等収益	1,020	授業料等収益	1,222
	受託研究等収益（寄附金を含む。）	141	受託研究等収益（寄附金を含む。）	219
	財務収益	0	財務収益	0
	雑益	352	雑益	44
	補助金収益	119	補助金収益	119
	臨時利益	43	臨時利益	41
	純利益	0	純利益	197
	総利益	0	総利益	197

※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第7予算、収支計画及び資金計画

3 資金計画（令和3年度～令和8年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	23,476
業務活動による支出	21,142
投資活動による支出	1,745
財務活動による支出	589
次期中期目標期間への繰越金	－
資金収入	23,476
業務活動による収入	23,476
運営費交付金収入	15,431
授業料等収入	7,038
受託研究等収入	713
その他収入	294
投資活動による収入	－
財務活動による収入	－
前期（中期目標期間からの）繰越金	－

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

R6年度

3 資金計画（令和6年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	4, 3 7 4
業務活動による支出	3, 7 8 9
投資活動による支出	4 5 1
財務活動による支出	1 3 4
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	4, 3 7 4
業務活動による収入	4, 3 7 4
運営費交付金収入	2, 8 5 9
授業料等収入	1, 0 2 1
受託研究等収入	2 5 5
その他収入	2 3 9
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	0

3 資金収支実績（令和6年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	5, 2 5 8
業務活動による支出	3, 6 2 6
投資活動による支出	2 3 2
財務活動による支出	1 3 4
次期中期目標期間への繰越金	－
翌年度への繰越金	1, 2 6 6
資金収入	5, 2 5 8
業務活動による収入	4, 1 2 1
運営費交付金収入	2, 6 6 6
授業料等収入	1, 1 0 3
受託研究等収入	3 0 7
その他収入	4 5
投資活動による収入	0
財務活動による収入	－
前期（中期目標期間からの）繰越金	－
前年度からの繰越金	1, 1 3 7

※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

第8 短期借入金の限度額 第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 第10 剰余金の使途 第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係）		
■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）		
第8 短期借入金の限度額 第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 第10 剰余金の使途 第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係）		
第8 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 5億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。		
第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし。		
第10 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、協議の上、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。		
第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係） 1 積立金の処分にに関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途） 前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。 2 人事に関する計画 教員については、大学の教育研究や地域への貢献を更に推進していくために必要となる人員を、人件費も念頭に置きながら、年次ごとの採用計画に基づき適正に配置する。 事務職員については、法人採用職員の幹部職員への積極的な登用を行うとともに、本学を円滑に運営するため、専門的な知識を有する職員を長期にわたって養成していく。 3 施設設備に関する計画 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、宮城県の財政状況に応じて協議の上、決定する。		
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）		
年度	計画	実績
R6年度	第8 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 5億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。	第8 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 短期借入は行わなかった。 2 想定される理由 －
	第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし。	第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし。
	第10 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、知事からの承認を得た上で、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。	第10 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、協議の上、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。
	第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第7条第1号から第3号関係） 1 積立金の処分にに関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途） なし。 2 人事に関する計画（再掲） ・各学群・研究科において策定する教員組織の編成方針等を踏まえ、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。また、学系組織の在り方を踏まえ教育研究の活性化を図る。 ・教員の採用に当たっては、人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像を明確にし、原則として公募により選考を行う。 ・教員評価の円滑な実施を図るとともに、教員評価制度検討委員会による点検を通じて、必要に応じて改善を行う。 ・教員の年俸制の導入について、他大学等の情報を収集するなど、引き続き検討していく。 ・「望ましい教員像及び教員組織の編成方針」を策定し、ウェブサイト等により学生及び学外への周知を図る。 ・階層化レベルで、教職員の育成及び自己研鑽のためのFD・SDの企画をさらに促進し、全教職員の主体的に参加できる運営のスマート化を行う。また、本学が目指すニューノーマルな高度専門教育の質保証に向けて、教職学協働、教育・研究連動を促進しながら教職員の能力向上を目指し、マクロ、ミドル、ミクロの各レベルのFD・SDの成果を評価し、体系化する。 ・事務職員の採用に当たっては、原則として、公募による選考とする。また、配置においては、組織運営の効率性のほか、法人採用職員の積極的な登用を見据え、職員の能力・適性等の育成の観点から、本人のキャリアプランを十分考慮した人事配置に努める。	第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第7条第1号から第3号関係） 1 積立金の処分にに関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途） 令和6年度は積立金の取崩は行わなかった。 ・各学群・研究科で策定した編成方針等を踏まえ、専任教員の配置を行った上で、科目担当の充足が困難で、教育の質保証の観点から必要と認められる場合には、特任教員や非常勤講師を配置するなど、科目担当教員の配置に関する指針を定め、適正な配置を行った。 ・「本学が求める教員像」について、改めて明確化し、理事会の意見を聴いた上で公表するとともに、学系の所掌事項の整理を行った。 ・人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像を明確にした上で、公募により教員人事委員会において採用予定者を決定し、理事会の審議を経て採用した。 ・教員評価要綱に基づき評価を実施するとともに、教員評価制度検討委員会において、各種意見を踏まえて制度の点検・見直しを行った。 ・教員評価の結果を勤勉手当の成績率に適切に反映させた。 ・他大学の給与制度について情報収集を図るなど、慎重に検討を継続した。 ・「望ましい教員像及び教員組織の編成方針」を策定し、ウェブサイト等により学生及び学外への周知を図った。 ・本年度はマクロレベル1件、ミドルレベル10件、ミクロレベル10件のFD・SDを実施した。対面での開催のほか、オンデマンド配信を併用した開催形式により、全教職員の主体的な参加を促し、マクロレベルFD・SDは97.9%の出席率であった。本年度の各レベルのFD・SDは、学生支援、教育上の課題等に応じ、教職員の能力向上を目指した企画がなされた。その実施概要並びに評価は、報告書としてまとめた。 ・公募による採用試験を実施し、事務職員を5名採用した。また、有期雇用職員についても、必要に応じて適切に公募による採用を行った。 ・人事配置については、本人の将来的なキャリアプランを考慮するとともに、毎年度、定期的に作成・提出を求めている身上調書に基づき、職員の希望や意欲を考慮し、能力・適性等を勘案した異動を実施した。

・ 職員の資質向上と組織の活性化を図るため、引き続き、適正な業績評価を実施するとともに、他団体との人事交流等を推進し、人材の育成を図る。 ・ 外部の研修資源等も活用して組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）等を実施し、有為な専門性の高い事務職員を育成することにより、教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営の推進を図る。 3 施設設備に関する計画（再掲） ・ 第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャンパス7件、太白キャンパス4件）を実施する。また、キャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ、教育研究環境の向上等に向け、令和7年度の施設・環境整備費対応案件を精査する。 ・ 各学群等で教育研究環境充実に取り組むため必要となる大型実験機器等の整備、更新について、適切に予算化し、計画的に更新を進める。	・ 事務局職員評価要綱に基づき、上司と部下による目標の共有とコミュニケーション、人材育成や能力開発に重点を置いた業績評価を実施した。 ・ 有期雇用職員の資質向上と勤務成績に基づく手当支給を通じた組織活性化等を目的に、有期雇用職員評価要綱を策定し、有期雇用職員に対する勤務評価を開始した。 ・ 職員の資質向上及び組織の活性化を図るため、事務職員1名を国立大学法人東北大学へ派遣した。 ・ 教職員が最近の学修者を理解し、学生のニーズを共通認識することを目的として、「学修者本位の教育の実現に向けて」をテーマとした全学FD・SDを実施した。 ・ 職員の専門性の向上を図るため、公立大学協会が主催する研修やeラーニング、県の階層別研修に参加させるとともに、若手職員を対象に、大学職員として必要な知識やスキルの習得を目的として、OJT研修及びレジリエンス研修を実施した。 ・ 「本学が求める職員像」について、改めて明確化し、理事会の意見を聴いた上でウェブサイトで公表した。 ・ 大規模修繕工事（11件）について、全体的な事業組み替えも行いつつ、資材高騰や労務単価の上昇の中、施設整備計画に基づき実施した。坪沼農場の倒木対応や令和5年豪雨災害復旧工事などの緊急性の高い工事も着実に実施したが、優先して実施する必要があったため、工事実施設計業務（5件）のうち1件については、発注までに至らなかった。また、キャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ、教育研究環境の向上等に向け、令和7年度の施設・環境整備費対応案件を精査した。 ・ 更新を計画していた高額な実験実習機器については、仕様検討や機器選定に時間を要し、政府調達案件のため入札に係る事務処理の期間が必要であったことから、令和6年度後半の入札及び契約となり、また、海外からの輸入品であるため機器調達までに時間を要することから、令和7年度の納品となっている。
--	---